

明治大学ELM

医事法学界の歩み 2017

【 監 修 】

宇都木伸 明治大学ELM客員研究員
東海大学名誉教授

平林勝政 明治大学ELM客員研究員
國學院大學名誉教授

【 編 集 】

明治大学ELM運営委員会

【 担 当 】

小谷昌子 明治大学ELM客員研究員
帝京大学法学部専任講師

神坂亮一 明治大学ELM客員研究員
川村学園女子大学文学部講師

船橋亜希子 明治大学ELM客員研究員
東京大学医科学研究所公共政策研究分野特任研究員

小西知世 明治大学ELM運営委員長
明治大学法学部准教授

【 目 次 】

巻頭言

I 学会等の回顧

- 1 日本医事法学会
- 2 日本生命倫理学会
- 3 その他

II 文献の回顧

- 1 今回の対象範囲
- 2 概況
- 3 医事法一般・記念論文集
- 4 医療事故一般・医療安全
- 5 医療過誤（民事）・診療契約
- 6 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任
- 7 医師の説明義務・インフォームドコンセント・患者の自己決定権
- 8 医療専門職・医療機関
 - 1) 医療専門職関連
 - 2) 医療機関
- 9 医薬品・医療機器
- 10 医学研究
- 11 医療政策・医療制度・医療制度史
 - 1) 医療政策
 - 2) 医療制度
 - (1) 概論
 - (2) 地域包括ケアシステム・地域医療構想
 - (3) 医療保険制度
 - (4) 公衆衛生
 - (5) 救急医療・災害医療
 - 3) 医療制度史
 - 4) その他
- 12 生殖補助医療・人工妊娠中絶
- 13 終末期医療
- 14 移植医療・血液事業
- 15 精神医療
- 16 医療における情報
- 17 その他

別表

巻頭言

—在宅医療との出会い—

「難病の在宅医療についての研究会を始めるんだけど、一緒にやらないか。」

1986年の夏休みに入る前のある日に、U先生からこんなお誘いを受けた。もともとは、公衆衛生を専門とされているN先生と看護師のK先生からU先生への提案であったようである¹⁾。今日、当然のように行われている在宅医療であるが、その頃は「在宅医療や訪問看護は違法だ。」というお医者さんも少なからずいたようである。M医師会を中心に「在宅医療」をコーディネートされていたN先生、東京都のS病院で「訪問看護」を実践されてきたK先生から、「在宅医療や訪問看護は、本当に違法なのかどうか。それを医事法学的に研究し、明らかにしたい。」という提案であった。当時、法学者として初めてこの問題を取り上げて論文を書かれていた²⁾ U先生にこの話しが来たのは、当然のことであったが、私とえば、在宅医療についての特別の問題意識もないままに、ただU先生のお供として、勉強をさせてもらうつもりで研究会に参加することになったのである。

当時のファイル³⁾を見てみると、86年8月5日に最初の研究会が開かれている。ここでは、「在宅ケア推進上の課題」（K先生）と「継続看護における衛生行政学的考察」（N先生）が報告され、今、まさに在宅医療にかかわっている現場から問題提起であった。

その2週間後の8月19日、今度は、K先生が勤務されていた東京都のS研究所にU先生と出かけ、在宅医療のビデオ映画を見た後、レスピレーターを装着して在宅で療養をされているALSの患者さん宅にお邪魔し、訪問看護の実際を見学した。その後、研究所に戻り、医師を含む何人かの現場のスタッフの方と討論・意見交換をしたようである⁴⁾。

3回目の研究会は、それから1カ月後の9月16日に開かれ、ALSの患者の在宅医療に向けてのチーム作りの事例についての現場の看護師さんの報告と、U先生の「在宅医療の制度的問題点」、私の「無償の行為と責任」の報告があった。私の報告は、多分、当時の在宅医療において、常時患者のそばにいてケアを提供していたのが家族とその援助者であるボランティアであったという実態をふまえ、その前年に出された札幌地裁判決⁵⁾を引用しつつ、ボランティアの善意・無償の行為であっても法的責任が問われうるのだ、ということを紹介したものである。

次の研究会では、唄ゼミ卒業生のF君が「家族をめぐる法律」について報告している。在宅医療においては、家族が一定の役割を果たすことが不可欠であるが、そこで生じる問題を考える前提として、民法の議論を確認するための報告であったようである。

というふうに、研究会の内容を逐一書き出していたら切りがないので、もう止めるとするが、私はといえば、第7回の研究会で「医療過誤法概説」を報告している。何と茫漠とした一般的なテーマであったことか。U先生が、その間、「在宅医療」そのものについての法律論を何回か報告されているのに比べると、いかに私が「在宅医療」に直接切り込めずに、その周りをウロウロしていたかが分かるというものである。

こうして、医が問題の提起とその材料を提示して、法がそれに応えるといった研究会が続いたわけであるが、翌87年になると日本医事法学会理事会で、その年の10月25日に開催される・第17回研究大会のシンポジウムのテーマが、「継続医療を必要とする老人をめぐる諸問題」に決定された。このシンポに研究会からは、N先生とU先生が司会として、また、K先生と私が報告者として参加することになった。在宅医療の右も左も分からなかった私がなぜ報告をするようになったかは、今もって疑問であるが、その後も続いた研究会での勉強の結果をまとめ、「退院をめぐる法的諸問題」として報告したのであった。在宅医療についての私の最初の論考である⁶⁾。

その後、在宅医療の勉強を続けていく中で、関心は、「訪問看護」問題に広がり、その理解のためには保健師助産師看護師法を初めとする「看護をめぐる法と制度」の勉強をしなければならず、そのためには「医師の業務との関係」とりわけ「医行為をめぐる他の医療スタッフないし介護スタッフとの関係」を明らかにせねばならず、さらには「医行為論」そのものを勉強しなければならないのではないかと思うようになり、今日にいたっているわけである。

こうして振り返ってみると、「在宅医療との出あい」がなかったなら、そして、もしK先生がN・K両先生との研究会に誘ってくれなかったら、今の私はなかったのであろうと、強く思うのである。

(平林 勝政)

-
- 1) 今にして思うと、これはどうも、N先生が班員であった厚生省特定疾患「難病の治療・看護」調査研究班の研究の一環として行われていたようであるが、当時の私は、そんなことは全く知らなかった。
 - 2) 「在宅医療——制度論的アプローチ覚え書——」（福武直=佐分利輝彦 監修 唄孝一 編『明日の医療⑨ 医療と人権』（中央法規出版、1985年））
 - 3) 「終活」の一環として、自宅の部屋を片付けていたら、奇跡的にも、埃をかぶった当時のファイルが見つかったのである。
 - 4) 実を言うと、この日については、ビデオを見たことと患者さん宅に行ったことの記憶は、鮮明に残っているが、帰ってきてからの意見交換の記憶は全くない。「私の記憶による限り、意見交換はありませんでした。」ということになる。しかし、ファイルには、その時の出席者名と私のメモ書きがある。「記憶」の曖昧さ・頼りなさとは「記録」の大切さをあらためて実感したところである。
 - 5) 札幌地判昭和60年7月26日判時1184号97頁（ボランティア活動の一環としての海岸の磯遊び中に、それに参加した小学6年生が溺死した事案で、ボランティア活動者に過失があったとして損害賠償責任が認められた事例である。）
 - 6) 年報医事法学3号（1988年）81頁以下。今、あらためてこれを読み直してみると、私の在宅医療についての枠組みは、世の中の動きに対応して手直しは施してはいるものの、基本的にはこの論考から変わっていないことに気づかされる。これは、当初の枠組みが適切であったと評価すべきなのか、それとも全く進歩が見られないと評価すべきなのか。残された時間がどれほどあるかは不明であるが、あらためて勉強し直し、検討しなければならない「残された課題」のひとつである。

I 学会等の回顧

今年度も、最初に日本医事法学会・日本生命倫理学会の2つの学会の動向から紹介していこう。その後、他の学会等の動向につき、担当者が把握することができたものを中心に紹介していくことにする。

1 日本医事法学会

2017年11月25日と26日の2日間、立命館大学朱雀キャンパスが、第47回研究大会の地となった。

25日は、2つの会場においてワークショップが各2テーマずつ同時に開催された。

A会場では、ワークショップ①「医療情報ルールの再構成の方向を探る——医療／医学研究の両面から」（米村滋人「個人情報保護規制の隘路」、藤田卓仙「医療・医学研究の両場面における個人情報保護法の解釈問題」、吉峯耕平「医療情報ルールの新たな枠組みの検討」と、③「臨床研究法」（一家綱邦「臨床研究法の概要——企画趣旨の説明を兼ねて」、高野忠夫「医学研究者／認定臨床研究審査委員会／研究実施管理者の視点から」、磯部哲「被験者保護の視点から」、井上悠輔「利益相反・研究不正の視点から」）が開催され、B会場では、ワークショップ②「医師の守秘義務とその例外について：てんかん診療から考える」（森脇崇「てんかん診療の課題についての趣旨説明」、貴島晴彦「てんかん診療について：医学の視点から」、鶴飼万貴子「てんかん診療について：法律実務の視点から」）と、④「病院勤務弁護士の現在」（越後純子、水沼直樹、武市尚子の各氏が報告）がそれぞれ開催された。

26日午前中に開催された個別報告も、前日同様、2つの会場にて同時開催された。

A会場では、天田悠「臨床試験の法的正当化——ドイツ医薬品法・医療製品法を素材として」、神馬幸一「（特に体細胞由来の）多能性幹細胞から作られた生殖細胞の法的意義——ドイツの議論状況を参考にして——」、三重野雄太郎「2015年オーストリア生殖医療法改正」の3報告が、B会場でも、同じく、三谷和歌子「応招義務の解釈と『働き方改革』の導入」、永石尚也「医療事故における過失判断と道徳的運の問題」、神坂亮一「健康食品（特に、機能性表示食品）の広告・表示規制——クロレラ広告等差止事件最高裁判決を契機として——」の3報告がなされた。

その後、ランチョンセッション（増井徹「『ゲノム・DNAをいじる』ということ」）をはさみ、午後からはシンポジウム「高齢者医療を支える人と制度」がおこなわれた。

まず、佐藤雄一郎「問題意識」にて、現状認識と問題意識、そして本シンポジウムの基本イメージとする高齢者医療のモデルケースが提示され、続いて各シンポジストがそれぞれの専門領域を背景にそれぞれの角度から報告を展開した。

最初に、秋山報告にて日本の状況を客観化し（秋山直美「地域包括ケアシステム時代に向けた高齢者ケア——オランダと日本の比較から——」）、続く藪本報告では、今の高齢者医療を考えるときのキー・コンセプトである地域包括ケア・地域医療構想を中心に

検討を加え（藪本恭明「地域包括ケア、地域医療構想、2018年報酬同時改定を考える」）、栗原報告は、高齢化に伴う医療や介護の変化・課題・あり方を示した（栗原正紀「急性期後の医療機能のあり方～地域生活を支える医療を目指して～」）。その後、各論的な内容に視点を移し、今野報告（今野好江「多職種連携により、地域包括ケアシステムを実現していくために必要なこと」）では地域包括ケアシステムを実現するために必要な取り組みを、内海報告（内海美保「高齢者医療と薬剤師の役割」）では地域における薬局・薬剤師の役割と実際の取り組みについて紹介した。シンポジストの最後の報告において高齢者の救急搬送に関する問題が提示され（佐藤雄一郎「高齢化と救急搬送」）、総合討論へと移った。

今回の医事法学会では、ワークショップ①③が、まさに今の学界を大きく動かしている問題を取り扱ったこともあり、非常に大きな注目を浴びていた。それらに比べると、シンポジウムは「高齢者医療」という、一見すると地味で埋没しがちなテーマが選択されていたが、2025年問題（ひいては2030年問題）を念頭に置き、これもまた今の学界を大きく動かしている問題であることを伝えようとする大きな熱量を感じさせる報告がなされていた。

なお、第47回研究大会の詳細は、今年度発刊の年報医事法学33号に掲載される予定である。

2 日本生命倫理学会

第29回年次大会は、『臨床倫理・研究倫理コンサルテーションの現在と未来』というテーマで2017年12月16日・17日の両日、宮崎シーガイアコンベンションセンターにて開催された。

今回の生命倫理学会は、ポスター会場を含め6つの会場で同時平行的にスケジュールが組まれていた。すべてを紹介することは、事実上、不可能であることから、法的なかわりのあるものを主にピックアップし、かつ日程ではなく関連する内容ごとに紹介していくことにする。

もっとも法的な内容をダイレクトに取り扱ったものは、17日C会場「公募シンポジウムVI 安楽死をめぐる世界の動向と諸課題——スイスの法制度と自殺ツーリズムを中心として——」である（田中美穂=児玉聡「世界の安楽死の動向と日本への影響」、神馬幸一「安楽死をめぐるスイスとドイツの法的・政治的状況」、有馬斉「安楽死の是非と概念的区別に関する議論の概要」）。関連するものとして「一般演題（口演）VII 「終末期医療をめぐる倫理」が17日E会場にて開催された（尾藤誠司=門岡康弘=浅井篤「厚生労働省『プロセスガイドライン』を臨床実践に具現化するための『5STEPアプローチ』の開発と研修コンテンツの作成」、鐘宜錚「台湾における終末期医療決定の葛藤と『孝』の表現」、大桃美穂=鶴若麻里「独居高齢者へのAdvance Care Planning のプロセスと具体的支援——訪問看護師が高齢者へ意向確認するタイミングの分析を通して」、洪賢秀「韓国の『ホスピス・緩和医療の利用および終末期患者の延命医療の決定に関する法律』と社会的諸課題」）。

29回年次大会のテーマである倫理コンサルテーションに関するプログラムが多数組まれていた。今回は、特に研究倫理ではなく臨床倫理に関するものがこれまでに多く扱われていたのが特徴といえるだろう。

16日B会場の「大会長基調講演」（板井孝彦「臨床倫理・研究倫理コンサルテーションの現在と未来——『倫理支援』が根底に据えるべきphilosophyとは？」）を皮切りに、16日C会場「公募ワークショップⅠ 医療機能分化時代における病院倫理コンサルテーション」、17日B会場「大会企画シンポジウムⅡ 臨床倫理コンサルタントのバックグラウンドとコンサルテーション活動のメリット・デメリット」（瀧本禎之「医師のバックグラウンドを有する倫理コンサルタントの活動の特徴」、金城隆展「倫理学のバックグラウンドを有する倫理コンサルタントの役割とその専門性の再考」、長尾式子「看護のバックグラウンドを有する倫理コンサルタントの活動の特徴」）、17日D会場「一般演題（口演）Ⅴ 臨床倫理コンサルテーション」（本家淳子「臨床倫理コンサルテーションに伴う困難さの因子分析」、福長暖奈=道上咲季=吉田智美=尾藤誠司「市中病院における倫理コンサルテーションの実務上の課題と解決に向けた考案」、道上咲季=福長暖奈=吉田智美=尾藤誠司「厚労省『プロセスガイドライン』に準拠した他職種カンファレンス型の倫理コンサルテーション支援：その利点と課題」、笹月桃子=河原直人=賀来典之「小児倫理コンサルテーションの活動の現状と課題」）の計4つのプログラムが組まれていた。

先に紹介した終末期医療、そして臨床倫理に関するプログラムにおいても、通奏低音のように取り上げられてきている問題として意思決定支援がある。その意思決定支援に関する問題を取り上げたプログラムが、17日B会場「公募シンポジウムⅢ 生命と尊厳8：精神科医療における意思決定支援を考える」（伊藤ひろ子「意思決定支援と精神科看護」、成元迅「精神障害者における医療同意能力と意思決定支援」、丸山英二「精神科医療におけるインフォームド・コンセントと法」）と16日B会場「公募シンポジウムⅠ ACPにフレイルの知見を活かす——よりより高齢者医療のために」（会田薫子「フレイルの評価を活かし過剰医療と過小医療を防ぐ」、江口恵子「高齢乳がん患者の至適な治療決定を目指して～高齢者の包括的な機能評価表を活用した取り組み」、清水哲郎「包括的な疾患治療とACPの融合——フレイルの進行を視野に入れて」）、17日ポスター会場「一般演題（ポスター）」の佐伯恭子=諏訪さゆり「認知症の人を対象としたRandomized Controlled Trialによる研究の倫理的配慮に関する文献研究——日本国内の研究論文を中心に——」などがある。

その他に、生殖補助医療に関するものとして、16日C会場「公募シンポジウムⅡ 生殖技術をめぐる倫理議論と実践とのギャップ——実験室、社会的言説、指針・政策分析を通して」（水島希「新型出生前検査に関する指針・政策に反映されない市民視点——生命倫理的課題に対する『市民参加』を考える」、柳原良江「『自己決定権』の日本的展開と市民圏における議論——代理出産と卵子提供を中心に」）、16日D会場「一般演題（口演）Ⅲ ケア・介護・福祉をめぐる倫理」の貞岡美神「代理懐胎における無償の検討」、関連するものとして、16日E会場「一般演題（口演）Ⅳ 生命倫理の概念の応用的展開」の比名朋子=中井祐一郎「リプロダクティブ・ヘルスを巡る女性の自己決定からみたヒトパピローマウィルスワクチンの意義と予防接種法に企図される運用との齟齬

に関する検討」などがある。ゲノム編集・胚研究などに関するものとして、17日C会場「公募シンポジウムⅣ ゲノム編集をめぐる公共倫理と新たなガバナンス」の三成寿作「医学・医療分野におけるゲノム編集技術の倫理的課題」、同日同会場「公募シンポジウムⅤ 動物性集合胚研究の倫理的課題と意識調査」における神里彩子「動物性集合胚に関する国内外の規制と課題」などがある。

第29回年次大会では、厚労省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」と、そこで触れられているアドバンスド・ケア・プランニング、患者・家族への意思決定支援という3点が今をとりまく問題として、さまざまな形で取り上げられていた。2025年以降の社会状況を見据えて、これからも取り組み続ける必要がある。

なお、シンポジウム等の各概要については、「第29回日本生命倫理学会年次大会座長報告集」日本生命倫理学会ニューズレター63号（2017年3月25日）を参照されたい。また第28回年次大会のプログラムは生命倫理27巻1号133頁以下に掲載されており、本大会のプログラムは28巻1号に掲載される予定である。

3 その他

1) 学会

第43回日本保健医療社会学会大会は、2017年5月20日・21日に佛教大学二条キャンパスにて開催された。「病／健康をめぐるContestation」と題された大会テーマ全体を通じて、HPVワクチンに関する報告が散見された（20日会場1「シンポジウム 病をめぐるContestation——本態・病因・治療法を論点として」における井上芳保「先制医療の意志は『正常病』の症状かもしれない——HPVワクチン接種被害事件を糸口にして」報告、同日会場3「一般演題（口演）第2セッション 感染症とその実態」における片平冽彦=榎宏朗「HPVワクチン接種被害者の『救済』実態と意義・問題点」、杉原正子「子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応を疑う一例から学ぶこと」、伊藤真理=有藤亜希子=松山裕「自己採取HPV検査陽性者の子宮頸がん検診受診動向追跡調査」）。

日本看護歴史学会第31回学術集会在、2017年8月18日・19日の両日、東京慈恵会医科大学医学部看護学科で、『看護の政策過程の検証——歴史から看護のエビデンスを探る——』というテーマのもと開催された。法的なかわりを強くもつものとして、田中幸子「看護の政策過程——占領期の看護改革を振り返って——」、シンポジウム「准看護婦（師）制度の政策過程を考える」における各報告である（似田貝香門「准看護婦問題調査検討会を振り返って」、野村陽子「准看護婦制度創設以降の政策過程」、林千冬「准看護婦（師）制度問題を考える——当事者こそが歴史を切り拓く主体である——」）。なお、本学術集会講演集1頁に非常に興味深い内容が記されていることを指摘しておきたい——「看護の史実を紐解いて、その時何があったのか、誰が何をしたのか、ということは看護の政策過程において方向性を決定づけた重要な真実（エビデンス）になると考えました。つまり、史実を紐解き、人々の目に留まるように可視化することが看護の政策過程を分析するために必要であり、看護の歴史研究はそれに相応しい研究手法といえます。将来、何か大

きな問題が起きたときに、なぜこうなったのか？そのエビデンスはどこにあるのか？を理解することは、私たちが新しいものに惑わされることなく、看護の本質からぶれることなく、最善策を見出し、課題解決に向かっていけるのではないかと考えます」。

大阪大学豊中キャンパスにて、2017年度日本法哲学会学術大会・総会が開催された(2017年11月18日・19日)。

18日午後に、「生命医科学の発展がもたらす倫理的法的社会的問題の学際的考察」というAワークショップが組まれた。第1部は、瀬戸山晃一「趣旨説明」、林芳紀「ドーピングとエンハンスメント」、伊吹友秀「デザイナーベビーとエンハンスメント」、両報告に対する指定コメント(森村進、宇佐美誠)、第2部は、瀬戸山晃一「遺伝子差別と平等」、鈴木慎太郎「生殖医療技術と身体の資源化・商品化」、両報告に対する指定コメント(森村進、宇佐美誠)という構成で開催された。

翌19日のシンポジウムは、「生命医学研究と法」という統一テーマのもと開催された。旗手俊彦「提題趣旨」の後、非会員からの問題提起がなされ(菱山豊「生命医学研究における公的規制」、田代志門「倫理審査委員会の役割を再考する——『被験者保護』を超えて」、米村滋人「生命医学研究の法制度設計に関する課題と展望」)、さらに会員からの応答(野崎亜紀子「生命医学研究におけるプロフェッショナリズム・ガバナンス・法」、奥田純一郎「生命医学研究における倫理と法——民主制との関わりにおいて」、平野仁彦「生命医学研究における法の位置と役割」、森際康友「総括コメント『生命を守る制度を支えるもの』」)、総合討論という構成であった。なお、本大会の内容は、日本法哲学会編『法哲学年報(2017)』(有斐閣)に掲載される予定である(ちなみに、昨年の模様については、日本法哲学会編『ケアの法 ケアからの法 法哲学年報(2016)』(有斐閣)にて紹介されている)。

日本賠償科学会は、2017年6月3日に第70回研究会を東京浅草橋にあるヒューリックホールで、第71回研究会を2017年12月2日に静岡労政会館6Fホールにて開催した。

70回大会のシンポジウムのテーマは「産業保健をめぐる賠償科学の諸問題 ～産業保健のトピックとストレスチェック義務化をめぐる～」(後藤宙人「問題提起 産業医のしくみとストレスチェック制度」、石原大徳「ストレスチェック制度義務化の概要・産業医の職務との関係(行政説明)」、山本誠「専属産業医としてストレスチェック制度導入に携わっての所感——これまでの産業保健実務との関連と今後の展開——」、海老澤尚「精神科臨床から見た産業保健とストレスチェック制度」、中川佳則「産業保健・ストレスチェック制度における医的・法的な問題について」)であり、シンポジウムに関連する基調講演もなされた(有賀徹「労働者健康安全機構の使命～労災撲滅・労災防止へのあくなき戦い～」)。

71回研究会は、「高齢者と賠償科学」をテーマとし、第1部は特別講演とし「高齢者と交通事故」がとりあげられた。第2部のシンポジウムのテーマは「高齢者の医療・介護と損害賠償責任」以下の報告が展開された(峯川浩子「高齢者と医療・介護施策(問題提起)」、泉泰子「介護事故の現状と課題」、上野園美「介護をめぐる損害賠償訴訟と問題点」、長沼建一郎「介護事故対応の保険政策的課題」)。

なお、当期刊行された賠償科学46号では、第67回研究会(2015年12月5日)のシンポジウムの内容(第1部「死後・死亡時画像診断の現状と今後の課題」、第2部「賠償にお

いて客観所見の有無が問題となる疾患の捉え方」と、第68回研究会（2016年6月4日）の第1部のシンポジウム「現代医療とライフ・スタイル——医療における《人》の多様性の保護のあり方——」の内容が記されている。68回研究会に関するものは、以下のとおりである。村山淳子「シンポジウム『現代医療とライフ・スタイル——医療における《人》の多様性の保護のあり方——』の企画趣旨について」78頁以下、山口齊昭「水準外医療の選択」82頁以下、村山淳子「美容医療——3つのアプローチの到達点」92頁以下、辻村（伊藤）貴子「歯科医療において求められる説明義務——近年の歯科民事裁判例を基に——」103頁以下、植草桂子「介護・終末期医療」114頁以下、「シンポジウム 総合討論 現代医療とライフ・スタイル——医療における《人》の多様性の保護のあり方——」128頁以下。

その他、以下のようなものがあった。

2017年5月20日：聖路加国際大学で開催された日本医学図書館協会第2回JMLA学術集会においては、診療ガイドライン作成を念頭においた文献検索方法・状況等に関する問題点等が紹介され議論がなされていた。

2017年11月4日・5日：東京大学本郷キャンパスで開催された第90回日本社会学会大会では、「福祉・保健・医療」の一般研究報告をはじめ、医療上の社会的問題を取り扱う報告が散見された。

2018年2月1日～3日：パシフィコ横浜にて開催された第23回日本集団災害医学会総会・学術集会でも、法的な関わり合いのあるテーマがいくつか取り上げられていた（1日「災害時のメディカルコントロール体制の課題と展望」「多職種連携をいかにして行うか」、2日「トリアージについて徹底的に考える」「災害時救護活動に必要な法知識」など）。

2) シンポジウム・フォーラム等

2017年10月28日、医療問題弁護士40周年記念企画シンポジウム「医療現場の今日的課題～40年前の『医療に巣くう病根』と比較して～」が、東京都千代田区内幸町にある飯野ビルディング4階イイノホールにて開催された。第1部は医療問題弁護士からの報告（安藤俊平「Ⅰ 医師・患者関係」、早坂由起子「Ⅱ 医師の労働環境と医療安全」、田畑俊治「Ⅲ 医療従事者の連携と医療事故」、石井廣子「Ⅳ 医療安全と『チェック』機能」、飯淵裕「Ⅴ 医療安全と『教育』」、針ヶ谷健志「Ⅵ 医療と営利」、大山京「プロフェッション論」）、第2部は、豊田郁子=浦松雅史=隈本邦彦=児玉安司=安原幸彦の各氏をパネリストとして迎え、パネルディスカッションが行われた。

2017年11月12日、明治大学駿河台キャンパスにて、患者の声協議会、患者の権利法をつくる会、東京大学医療政策実践コミュニティー・医療基本法制定チームを主催とする「医療基本法シンポジウム『みんなで動こう～パートⅢ』」が開催された。基調講演（前田哲兵「医療基本法シンポジウム 論点設定」）を踏まえ、主要政党の国会議員をパネリスト迎え、国会上程を見据えた議論が展開された（なお、当日、患者の権利法をつくる会『——与えられる医療から参加する医療へ—— 患者の権利法をつくる会世話人会 医療基本法要項案 案文と解説』（2013年9月）、患者の権利法をつくる会『【医療基本法の制定に向けて】

～与えられる医療から参加する医療へ～ 『医療基本法要綱案』（2015年10月）が配布された。

2018年2月12日に東京女子医科大学弥生記念講堂で開催された日本小児科学会主催「第11回日本小児科学会倫理委員会公開フォーラム」は、「小児医療における意思決定支援のあり方を考える」をテーマに開催された。第1部は「医療上の意思決定支援のあり方を考える」と題し、報告者および報告内容は、伊東亜矢子「子ども権利と意思決定支援」、成元迅「医療上の意思決定支援（実践と課題）」、近藤暢子「親の立場から考える子どもの意思決定支援」、田中恭子「小児医療における意思決定支援の現状と課題」の各報告の後、パネルディスカッションがおこなわれた。続いて第2部は「『重篤な疾患を持つ子どもの医療をめぐる話し合いのガイドライン』を考える」というテーマのもと、福原里恵「『重篤な疾患を持つ新生児の家族と医療スタッフの話し合いのガイドライン』現場での活用と課題～より良く活用するために～」、長尾式子「ガイドラインの内容と医療従事者の裁量」、パネルディスカッションを展開。最後に総合討論を経て閉会となった。

2018年3月24日、東京大学武田ホールにて、薬害オンブズパーソン会議主催「国際シンポジウム 世界のHPVワクチン被害は今」が開催された。第1部「被害実態報告——各国からの報告」（水口真寿美「HPVワクチンの基本的問題点と日本の現状」、Monica Leon Del Rio「コロンビアからの報告」、Alicia Capilla「スペインからの報告」、Mandeep Badial「イギリスからの報告」、Anna Cannon「アイルランドからの報告」）、第2部はパネリストとして第1部報告者に別府宏圀・酒井七海の両氏を迎え展開された。

2018年3月3日、有楽町マリオン11階にある朝日ホールにて、多数の共催を得て日本精神衛生会が「呉秀三『精神病患者私宅監置ノ実況』刊行100周年記念 メンタルヘルスの集い（第32回日本精神保健会議）」を開催した。午前はドキュメンタリー映画「夜明け前——呉秀三と無名の精神障害者の100年」の予告編が放映された後、岡本靖雄・橋本明の両氏による対談「日本の精神科医療における呉秀三先生の業績」がなされた。午後は「“二重の不幸”から100年～わが国の精神医療がたどった道とこれから～」と題されたフォーラムが開催され、樋口輝彦・山本輝之・田中秀一・山本深雪・柏木一恵の各氏がシンポジストとして、指定討論者として平川淳一・本條義和の両氏が登壇した。

その他、以下のようなシンポジウム等が開催された。

2017年4月30日：日本学術会議講堂にて、日本学術会議公開シンポジウム医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会主催「ヒト受精卵や配偶子のゲノム編集を考える」が開催された。プログラムは以下のとおり。「セッション1 7人の有識者による論点の提供」（齋藤英和「日本の生殖補助医療の現状」、阿久津英憲「ヒト生殖細胞系列ゲノム編集の基礎研究」、石井哲也「ヒト生殖細胞系列ゲノム編集の倫理社会的問題」、島菌進「宗教からヒトゲノム編集を考える」、町野朔「ヒト胚・ヒト配偶子のゲノム編集：規制のいまとこれから」、原山優子「ヒトゲノム編集と科学技術のイノベーション政策」、永山悦子「ヒトゲノム編集を巡る世論」）、「セッション2 模擬討論」、「セッション3 会場の皆さまのご質問、ご意見、ご感想などきかせてください」

2017年9月22日：立命館大学朱雀キャンパスにて「専門的証拠のための訴訟手続き：科学の専門知を法廷でどう扱うか？」という公開シンポジウムが、オーストラリアNSW

州土地環境裁判所長官のブライアン・プレストン判事を招き開催された。

2017年10月9日：グランフロント大阪にてヒトゲノム研究倫理を考える会が開催された。第1部はゲノム研究倫理審査に関わる専門家向け、第2部は市民公開シンポジウムとされた。第1部は、杉江達也「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針等の現状」、黒川顕「メタゲノム研究の技術的進展と情報の取扱いについて」、第2部はタイトルを「市民公開シンポジウム ゲノム社会の現在、そして未来——ゲノムデータをどう活かすか——」とし、岡田随象「ゲノム情報と遺伝統計学——ゲノム情報をどうやって解釈するか——」、瀬戸山晃一「遺伝情報に基づく差別とは何か？——遺伝子格差社会が到来するのか？——」、パネルディスカッションがおこなわれた。

2017年10月21日：上智大学四谷キャンパスにて、上智大学生命倫理研究所主催の公開シンポジウム「ヒト受精卵のゲノム編集」が開催された。プログラムは以下のとおり。山田満稔「ヒト受精卵のゲノム編集研究の現状と課題」、児玉聡「臨床利用の是非に関する論点整理」、柘植あづみ「ゲノム編集をめぐる科学者の興味と患者の希望の一致と不一致」、パネルディスカッション・質疑応答。

2017年12月2日：陣痛促進剤による被害を考える会設立30周年記念シンポジウム「無痛分娩流行で陣痛促進剤の使用が増える中、安全は確保されているか」が、日比谷コンベンションホールにて開催された。

2017年12月9日：千代田区放送会館にて第24回ヘルスリサーチフォーラム及び平成29年度研究助成金贈呈式「共生社会におけるヘルスリサーチ」が開催された。医事法学とかわり合いの強そうなものとして、十万佐知子「保険薬局における疑義照会の実態と制度における問題点」、若林英樹「在宅医療促進に関連する患者・家族の負担と地域医療・介護体制」など。

2018年2月7日：参議院議員会館B104会議室にて大阪精神医療人権センター主催「院内シンポジウム 精神科病院に入院中の人々のための権利擁護の実現に向けて～日精協によるアドボケーターガイドラインはあかん!!!～」が開催された。

2018年3月10日：東京大学医学部にて第2回新生児生命倫理研究会が開催された。プログラムは以下のとおり。仁志田博司「周産期医療と生命倫理から学ぶ『連続と不連続の思想』」、横野恵「最善ではない治療を要望された場合、どう考えるか」、木村利人「いのちをつなげる～バイオエシックス的文化をめぐる」、加部一彦=高橋尚人「症例検討 倫理的意味決定に苦慮した2症例」

なお、2016年10月3日に東京地方裁判所大会議室で開催された第9回医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウムの記録が判例タイムズ1439号10頁以下に掲載された。

3) 講演会等

以下のような講演会が開催された。

2017年4月4日(明治大学法科大学院医事法センター)：ハンス・プリュッティング「ドイツにおける医師責任訴訟の展開」。なお、本講演内容については、ハンス・プリュッティング(中山幸二=本間学 共訳)「《翻訳》ドイツ法における医師責任訴訟」金沢法学60巻2号199頁以下にて詳細が記されている。

2017年10月7日（東京医科大学病院）：世界生命倫理デー第2回記念セレモニーにて、位田隆一「ユネスコ『生命倫理と人権に関する世界宣言』（2005）の今日的意義と展望」

2017年10月15日（イイノホール）：臓器移植法施行20周年記念第19回臓器移植推進国民大会にて、木村利人「特別講演『幸せなら態度に示そうよ』に込めた想い」

2017年10月28日（駒澤大学）：シニア社会学会シニア社会塾10月講演会にて、木村利人「戦争・平和・いのちを考える～態度に示そう Creative Aging～」

2017年11月21日（九州大学病院ARO次世代医療センター）：「ヒト由来資料・情報の取扱とバイオバンクをめぐる倫理的課題と展望」（講師：アラスデア・キャンベル）

2018年3月14日（東洋大学大学院法学研究科・法学部）：ヨハネス・バーガー「医師責任法の新展開」

（小西 知世）

Ⅱ 文献の回顧

1 今回の対象範囲

今回、回顧の対象とする文献は、原則、法律時報2017年4月号から2018年3月号までの「文献月報」に掲載された文献と、前期に取りこぼしてしまった文献である。もっとも、文献月報に掲載されていない文献・対象期間以外の時期の文献についても、必要に応じて適宜紹介していくことにする。

なお、書評・法令紹介・判例評釈等は原則として割愛し、その他文献の紹介も必ずしも網羅的ではないことを予めお断りしておく。

2 概況

医事法学に関する文献情報を調整したうえで最も詳細に提供しているのが年報医事法学の「医事法学関係文献目録」である。昨年度に続き、本年度も本目録をベースとして動向を探っていくことにする。

年報医事法学の最新刊である32号の「2016年医事法学関係文献目録」では、目録作成に際して用いるデータベースに若干の変更が生じた。これまで第1表では「法律時報」誌の文献月報および「法律判例文献情報」を用いていたが、32号から「法律文献総合インデックス(Hobs)」およびD-1-Law.com「法律判例文献情報」へと変更された。「法律判例文献情報」は、冊子体のものから電子版のそれへと変更されたのみであり、事実上、その射程範囲に変更はない。それに対し、「法律文献総合インデックス(Hobs)」は、「『法律時報』……の巻末に掲載された文献情報と判例評釈の書誌情報と、これとは別に収集した書誌情報を加え」ていることから、従来よりも若干の広がりが生ずることになると予想される。文献目録を作成する際、基礎情報源となるデータベースにその精度が左右されることになるため、今回の変更は非常に大きな意味をもってくることになる。一般的に基礎データが広範なほうがデータ漏れが少なくなるため、おそらくは、今後、良い影響が出るものと期待できる。

第2表は、32号においても「医中誌Web」（医学中央雑誌刊行会）をデータベースとして用いており、31号からの変更はない。

以上のデータベースをもとに「検索対象とする収載誌の発行年」を2016年に指定して検索・抽出し掲載されているものが32号の文献目録である。

文献総数は、31号は741件、32号は734件であり、総数上、大きな変化はないと評価することができよう。それに対し、各論的には文献数の急増・急減がいくつか見られた。以下で、詳細を見ていこう。

まず、当期、30件以上の比較的多数の文献が集積されているジャンルは「1-50 医者と患者の人権」「2-28 他の法律」「2-70 精神医療」「3-00 医療過誤一般」「5-22

死を選ぶ権利——生命維持治療の拒否・放棄——安楽死・慈悲殺」「5-50 医学研究・医学実験」である。そのうち、前期も同様に30以上の文献があるジャンルは、2-70、3-00、5-50であり、これらの分野は昨年に引き続き注目を浴びている分野といえよう。それ以外の30件以上集積されている分野で、1-50、2-28については昨年度比約2倍の文献数となっており、5-22は2倍ほどではないが1.5倍という状況となっている。

1-50では、特に第2表における増加が著しく、そこにリストアップされている文献を俯瞰すると、虐待関連の論考が集まっていることがうかがえる。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が2012（平成24）年10月1日から施行され、本法附則第2条で施行後3年を目処として法制度全般の見直しをすると規定されていることもあり、本問題に関する論考が集中したのではないかと思われる。

2-28は、「その他」という項目の性格による部分が大きいと思われる（今回、位置づけられている文献の中から傾向を看取しようとしたものの、特段の傾向をうかがうことはできなかった）。

5-22は、第1表での増加が顕著であった。傾向として、刑法系の研究者を中心とする論考が主であった。本歩みⅡ-13で述べられていることであるが、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」およびその解説編が改定されたことを受け、来期以降、文献数が増加することが予想される場所である。

それらの中でも、凄まじい勢いを有している分野が5-50である。前期も30以上の文献数を集めているが、当期はさらに前期比2倍の数となっている。今が、いかに医学研究・医学実験に時代であるか、を示すひとつの象徴と言えるように思われる。

以上の増加項目とは異なり、文献数を減少させた分野もある（「1-60 医療行為」「2-25 薬機法」「3-90 医療事故救済の立法的解決・訴訟外解決」）。これらの文献数の減少が、当該分野における議論が尽くされ問題が解決された結果なのか、それとも当面の議論を提示し終わっただけなのか、慎重に見届ける必要があるだろう。いずれにせよ、一度消えてしまった火は、それを再燃させようとする際、継続的に燃やし続けるよりも、より大きな火種とより多くの燃料が必要となる。時流に当てはまらない分野に取り組むことは、学界にとって決して無益な活動ではないことを学界は意識しなければならないだろう。

（小西 知世）

3 医事法一般・記念論文集

当期、最初に紹介すべき文献は、医療基本法会議編『医療基本法——患者の権利を見据えた医療制度へ』(エイデル研究所)であろう。今から遡ること8年前。2010年に日本医事法学会40周年記念大会が開催された。そのシンポジウムの1つに医療基本法がテーマとして選ばれた(「医療基本法を考える」。詳細は年報医事法学26号12頁以下(2011年)を参照されたい)。本書を編んでいる医療基本法会議は、このシンポジウムの担当者を主要メンバーとし、さらに新たなメンバーを加える形で新たに組織された研究会である。本研究会の前身ともいえる40周年記念大会企画委員会からの活動期間を含めると、ほぼ9年の長きにわたる研究の成果である本書は、「国民の命にまさに直結する重要な問題である医療の基本的な法政策の方向性について、その後ろ盾がないのは、医療が社会状況次第で大きく変化にさらされる恐れが多分にあること」、「現在、医療機関における慢性的な人手不足、医療費高騰、高度高齢社会の進展とそれに対する対応など、医療の根幹を揺るがしかねない事態に日本の医療は直面しており、医療を取り巻く多くの問題の改善が焦眉の課題となっている」ことを問題意識としてあげている(手嶋豊「はしがき」より)。

さて、本書は2部構成となっている。第1部(「総論：医療基本法とは何か」)では、医療基本法を考える際に基点となる基礎的な論考が並び(古城隆雄=山口齊昭「基本法とは何か」(10頁以下)、鈴木利廣「医療基本法の意義」(36頁以下)、一家綱邦「医療基本法論の現在地」(60頁以下)、手嶋豊「医療基本法と患者の権利」(138頁以下))、第2部(「各論：医療基本法に関わる様々な問題」)では、現在の医療現場で発生している具体的課題を媒介として基本法を検討する(上杉奈々「医学教育における医療基本法の役割」(156頁以下)、同「産婦人科医療から考察する医療基本法の検討課題」(182頁以下)、古城隆雄「医療保障の理念からみた救急医療の課題」(216頁以下)、中村好一「精神科医療と医療基本法」(260頁以下)、手嶋豊「『医療基本法制定に伴う維持関係法規の整備に関する法律』の必要性——医療基本法制定後の課題」(290頁以下))。

近々、医療基本法が議員立法として上程されるのではないかとの話もある(鈴木利廣「あとがき」より)。医事法学界的にも見逃せない重要なトピックとなろう。本書の評価も含め、今後の動向を見届ける必要がある。

宇都木伸=三木知博監修「医療と法の潮流を読む」病院76巻6号~77巻3号は、2014年に成立した医療介護総合確保推進法(「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」平成26年6月25日法律83号)を議論の起点とし、以降、今日に至るまでの医療と法の動向・問題につき、医事法学を専門領域のひとつとする中堅・若手研究者が、医療現場で活躍する中堅・若手に向けて解説をした連載である。第1回で、連載の全体像が示され(小西知世「医療介護総合確保推進法とは何だったのか」病院76巻6号466頁以下)、第2回以降、各論的に具体的な問題に対する解説が展開されている。第2回(十万佐知子「医薬分業を越えて 病院-保険薬局協働の時代へ」病院76巻7号538頁以下)・第4回(和泉澤千恵「医療と介護が協働する時代」病院76巻9号710頁以下)・第5回(酒井美絵子「特定行為研修制度創設 看護として制度を生かすために」病

院76巻10号798頁以下)は、チーム医療に関する問題を施設(組織)間/各専門職種間の観点からそれぞれとりあげ、第3回(小谷昌子「なぜ診療ガイドラインが裁判に用いられるのか」病院76巻8号641頁以下)・第6回(平野哲郎「医療事故調査制度は期待に応えられるか」病院76巻11号872頁以下)は、医療安全の問題をprospective/retrospectiveの視点から検討を加える形になっている。第7回以前は、医療介護総合確保推進法による法整備により生ずる諸問題について検討を加えるものが中心であったが、以降は、その軸足を制定以降に生ずる問題へと連載内容がスライドすることになる。第7回(山本紘之「死亡診断は誰が、どのように行うべきか」病院76巻12号976頁以下)・第8回(福山好典「人生の最終段階でどこまで医療を提供するか 安楽死・尊厳死をめぐる法の動向」病院77巻1号76頁以下)は終末期医療の問題を取り上げ、第9回(一家綱邦「医学研究における個人情報扱い 法が角を矯めて牛を殺さないように」病院77巻2号160頁以下)・第10回(井上悠輔「臨床現場での研究と被験者保護 近年の法制化と残された課題」病院77巻3号251頁以下)は、医学研究の問題をとりあげている。本連載は、全12回を予定しており、本稿が公表される頃には終了している。残り2回の内容は以下のとおりである(第11回:小西知世「残された課題 意思決定を中心に」病院77巻4号333頁以下、第12回:宇都木伸=三木知博=小西知世「[鼎談]連載を振り返って 潮流を読む力を養うために」病院77巻5号432頁以下)。2017~2018年の医と法に関する問題点を含め、全体像を手早く把握する文献としてほど良い文献といえるだろう。

藤田卓仙監修「実践!ヘルステック法務 変わりゆく医療・健康ビジネスと法規制」BUSINESS LAW JOURNAL10巻12号から始まった。こちらは、医療・健康ビジネスが変わりつつあること、ヘルスケアが新たな成長産業と位置づけられていること、ヘルスケアを取り巻く法律問題が複雑で新しい問題が山積していることを背景に、ヘルステック

(Healthcare+Technology)時代に対応した法律実務を紹介するものである。第1回は三谷和歌子「医療業界の構造と法規制の概観(総論)」BUSINESS LAW JOURNAL10巻12号86頁以下、第2回は吉峯耕平「医療・ヘルスケアアプリの類型と法規制」BUSINESS LAW JOURNAL11巻1号86頁以下、第3回吉峯耕平「医療・健康に関する情報提供をめぐる規制と自制」BUSINESS LAW JOURNAL11巻2号98頁以下、第4回辻拓一郎「遠隔診療」BUSINESS LAW JOURNAL11巻3号76頁以下という内容が展開されている。なお、本連載は現在も継続中である。追っておくべき連載であろう。

本書のタイトルには「倫理的に」と書いてあるが、法とかなり関わり合いのある内容を取り上げているのが浅井篤ほか編『倫理的に考える医療の論点』(日本看護出版会)である。医療にかかわる国内外の20の問題を、多様な背景を持つ19名の著者が独自の観点から論じている。ケースメソッド式のテキストとして使用することも可能であろう。

当期、記念論文集としては、伊東研祐ほか編『市民的自由のための市民的熟議と刑事法 増田豊先生古稀記念祝賀論文集』(勁草書房)がある。本論文集のすべてが医事法に関わるものではないが、いくつかの確認しておくべき重要な論考が含まれている(医事法にかかわる各論考の紹介については「6 医療過誤(刑事)・医療者の刑事責任」を参照されたい)。

伊藤文夫ほか編『人身損害賠償法の理論と実際——法体系と補償・保険の実務——』(保険毎日新聞社)は、人身損害が生じた場合の賠償や補償の問題を、法的責任とその賠償だけ

ではなく、保険や補償のシステムをも含めた体系として捉え、一冊の体系書としてまとめることを企図して編まれたものである。当初、伊藤文夫先生の古稀をお祝いする古稀祝賀論文集として構想されたものであるが、より学界や実務に寄与することを目的として、本書のような形式になったとのことである。本書は、第1部では、総論として損害論と賠償・補償システム論を取り扱い、第2部では、「各種の人身賠償・補償法」として、分野ごとの責任論とその賠償・補償の理論とシステムを取り扱っている。この第2部の第2編において取り扱っているのが医療事故である(山口齊昭「医療事故における損害賠償の概要」(427頁以下)、近江幸治「医療事故における責任」(439頁以下)、手嶋豊「医療事故における無過失補償の議論の現状」(451頁以下)、山口齊昭「医薬品副作用被害救済制度」(462頁以下)、峯川浩子「産科医療補償制度」(473頁以下)、船橋亜希子「治験・臨床研究に関する補償の現状と問題」(490頁以下))。

高森八四郎=小賀野晶一編『民事法学の基礎的課題 植木哲先生古稀記念論文集』(勁草書房)は、古稀をお迎えになった植木哲先生に捧げる本書は、植木先生の幅広いご活躍を反映するように、民法の各分野のほか、消費者法、交通法、医事法、事故法、環境法などの展開科目、法哲学や歴史、アメリカ法、中国法等の論考で編まれており、民事法学の基礎的課題を巡る諸問題について解明をする。全22編のうち、医事法に関するものは以下の3編である。手嶋豊「生死に関わる治療を拒絶する権利とその侵害救済に関するアメリカ法の状況」(247頁以下)、山口祐輔「『医療紛争相談センター』の設立経緯及び活動実績について」(285頁以下)、瀬戸山晃一「医療と医学研究におけるパターナリズム——医療情報の開示と被験者同意に関するパターナリズムの視角からの考察——」(413頁以下)。なお、本書の末尾には植木先生の略歴・業績目録が収録されている。植木先生の医事法領域における足跡を辿る基礎資料として有用であろう。

(小西 知世)

4 医療事故一般・医療安全

まず、年報医事法学32号に、2016年日本医事法学会研究大会シンポジウムの記録として「シンポジウム 医療事故調査制度について」が掲載されている。企画趣旨については、加藤良夫=山口齊昭「企画趣旨」(72頁以下)が医療事故調査制度の概要とともに述べる。これに従い、木村壯介「医療事故調査制度——成立の経緯、現況、問題点」(79頁以下)が成立までの経緯や、調査の方法などを詳述する。さらに、それぞれ異なった角度から現状における問題点や課題を述べるのが上田裕一「院内医療事故調査委員会に求められること」(90頁以下)、今村定臣「医療事故調査等支援団体の立場から」(95頁以下)、宮脇正和「医療事故調査制度の問題点と被害者がなし得ること」(104頁以下)である。また、WHOを中心とした医療安全のための医療事故情報の標準化 (Minimal Information Model for Patient Safty =MIM PS) や、イギリスにおける医療事故調査制度について、我妻学「医療事故調査制度の比較法的考察」(115頁以下)が紹介する。活発な質疑応答の様子が収められた総合討論 (122頁以下) も併せて参照されたい。

また、高宮眞樹=木ノ元直樹「医療事故調査制度と精神科における医療訴訟」臨床精神医学46巻4号429頁以下も医療事故調査制度につき概説するが、とくに医療法第6条の10にいう医療に起因する(起因すると疑われる)死亡又は死産の例につき詳細である。

他方、産科医療補償制度については、石渡勇「医療事故調査制度・産科医療補償制度における産婦人科領域の訴訟」臨床婦人科産科71巻12号1137頁以下が医師の立場から産科領域の民事訴訟につき概況を述べるが、制度の現状について紹介する。

宗像雄「医療安全の意義——法律家の視点——」産婦人科の実際66巻6号695頁以下は、医療安全がいかなる意義を有し、医療スタッフが具体的に何を求められるのかを説く。

渡辺千原『訴訟と専門知——科学技術時代における裁判の役割とその変容』(日本評論社)は、筆者の20年近くにわたる、法と科学、訴訟と専門家・専門知に関わるテーマの研究成果を振り返り、現時点での考察の到達点に基づいて整理・再構成し直したものである。社会の中で科学技術をどこまで開発し、利用するのか、そのリスクをどこまで受容するのか、また科学技術や医療などをめぐって生じたトラブルや被害について、どのように解決を図るのかという問題を掲げ、第1部では、日米比較を通じて、裁判で科学を扱うということがどのように展開されてきたのかについて概観し、第2部では、専門訴訟への対応の要請を、新たな訴訟のあり方を求める一種のパラダイム転換であるとの発想のもと、専門家のかかわりや専門知の扱いについて検討を加えて、第3部は、科学技術時代の裁判と法律家の役割について論じている。

畑中綾子『医療事故の原因究明と責任追及をめぐる医療と司法の対立』(晃洋書房)は、1970年頃に現れた医療過誤訴訟、医療過誤訴訟の原点でもある薬害訴訟、さらに近年の刑事医療過誤訴訟を通じて、医療安全と被害者の保護に向けた裁判所の役割に焦点を当てる。そして、医療安全という一つの社会的課題に対し、司法が社会のステークホルダーとして果たそうとしてきた役割はなにか、適切な医療とはなにかを法的評価の枠で判断されることに対する医療界の反応はいかなるものであったか、医療事故調査制度等の新たな仕組みとの関係で、それがどのように変化し、また将来的に変わりうるのかとの点を検

討している。

なお、医療事故調査報告書に関する問題を扱うものに、小林孝一「医療事故調査報告書の現下の問題—Ⅰ」関東学院法学26巻3=4号25頁以下がある。本文献のⅡは2018年度に掲載予定である。

(小谷 昌子)

5 医療過誤（民事）・診療契約

春日偉知郎「医師責任訴訟における法律上の推定規定の意義——ドイツ民法630h条の推定規定を契機として」同『比較民事手続法研究』（慶応義塾大学出版会、2016年）133頁以下は、実体法に推定規定が盛り込まれることにより過誤の存在や過誤と損害との間の因果関係につき患者側の証明責任の軽減が図られたドイツの例を参照し、その背景となった裁判例や推定規定の意義から証明責任の公平な分配のあり方に問題提起をする。

奇しくも、これに引き続き今年度はとりわけ訴訟法上の問題に関する論評が盛んだったように思われる。平野哲郎『医師民事責任の構造と立証責任』（日本評論社）は、三部構成の論文集である。第Ⅰ部は民事医療過誤責任に関する問題、第Ⅱ部は自己決定権や相当程度の可能性など医療過誤訴訟特有の侵害法益の問題、第Ⅲ部は請求権競合や医療過誤訴訟と診療ガイドラインの関係など訴訟法上の問題というそれぞれ異なったコンセプトに従い論文が収録されている。第Ⅰ部に収められる、契約法の枠組みにおいて同責任を捉えなおし立証責任の分配に関する表題論文をはじめとして、いずれも実務に身を置いていた著者の精緻な実体法理論および訴訟法理論に裏付けられた論攷である。なお、同書には平野哲郎「医療過誤における請求権競合——順位付き請求権競合の提言——」立命館法学369=370号580頁以下も所収される。

これに対し、医療過誤による人身損害の賠償責任について、不法行為責任と債務不履行責任を要件および効果それぞれの面から比較したうえで不法行為責任に一元化することを提唱するのが平野裕之「医療過誤における損害賠償責任の一元化の可能性——人身損害賠償法における法的構成のユートピア——」法學研究91巻2号223頁以下である。医療過誤訴訟の法律構成については、これまで契約的構成でも不法行為的構成でも大きく変わるところはないとする見方が大勢を占めていたように思われるが、今後議論が一層深まっていくであろう。

ほかにも訴訟法上の問題について論じる文献が多数みられた。安井英俊「表見証明（一応の推定）論再考のための一試論——医療過誤訴訟の事例を中心に——」福岡大学法学論叢61巻4号1頁以下は、医療事故訴訟においてなされることがある表見証明、一応の推定による過失や因果関係の認定に関して日独での理論の展開や裁判例をもとに分析する。実務家の立場から、不法行為に基づき損害賠償請求する場合の要件事実につきこれまでの議論をもとに整理する宮崎朋紀「医療訴訟における要件事実の整理に向けての検討」判例タイムズ1432号16頁以下、近年の医療過誤訴訟の状況について門口正人ほか「訴訟実務のバイタルポイント 医療訴訟(1)・(2)」ジュリスト1510号 ii 頁以下および64頁以下、ジュリスト1511号60頁以下、専門的知見の取り入れかたにつき新たな方法を提言する平野哲郎「カンファレンス尋問」年報医事法学32号34頁以下がある。また、訴訟における電子カルテの取扱いおよびその改竄の評価について長島光一「電子カルテの法的課題と民事訴訟における取扱い」法律論叢90巻4=5号99頁以下がある。また、張瑞輝「医療過誤訴訟における過失の証明と認定（5・完）——日中の比較法的考察に基づく中国法の新解釈論の展開——」名古屋大学法政論集271号97頁以下は証明責任の転換に関して日本の議論などを参照しつつ、立法が行なわれたものの「実際的には機能していない」とされる中国の状況につき解釈論による

解決の道を探る。李庸吉「裁判外紛争解決手続における公正性と専門性——韓国における医療ADRを素材に——」非営利法人研究学会誌19号69頁以下は、韓国において2012年より導入された新たな医療紛争解決制度を紹介しつつ検討を加えるものである。

他方、実体法的な論点について、竹村壮太郎「医療過誤事例における素因減責の現状とその課題」商学討究68巻1号213頁以下が医療過誤事例において被害者側の素因を根拠とした減責を認めうるかという問題につき一石を投じる。

なお、医療事故訴訟の現状に関しては、佐藤哲治=鈴木和彦「東京地方裁判所医療集中部(民事第14部、第30部、第34部、第35部)における事件概況等(平成28年度)」法曹時報69巻7号51頁以下を参照されたい。

一方、診療契約に関するものとしては、村山淳子「ライフ・スタイルと医療過誤」浦川道太郎先生、内田勝一先生、鎌田薫先生古稀記念論文集編集委員会編『早稲田民法学の現在』(成文堂)489頁以下が挙げられる。美容整形などをはじめとする、医学的必要性はない者が主観的感覚の満足のために医療の実施を希望した場合になされる医療の法的性質について考察し、被施術者の主観的願望の満足を目的とした医療以外のサービスへの展開も示唆する。角度をやや変え、美容整形における身体処分につき学際的に論じたものとして、同「美容整形における身体処分——医療の限界領域における、身体の自己処分をめぐる衡量判断と適正手続」西南学院大学法学部創設50周年記念論文集編集委員会編『変革期における法学・政治学のフロンティア』(日本評論社)129頁以下、対象を歯列矯正やインプラント、レーシック手術などにまで射程を広げ、自由診療領域で特殊な消費者である患者の自由な経済的選択は、いかなる法的原理と具体的諸規律によって保護されるのかにつき検討を加えたものに同「自由診療における消費者問題——多面的な状況に依存する特殊な消費者をどう保護するか」河上正二編『消費者法研究4号』(信山社)83頁以下がある。

とくに入院契約に焦点をあて、いかなる場合に入院契約が終了するのか、その基準について考察するものとして清藤仁啓「入院契約の終了——病院による退院請求を中心にして——」早稲田大学法務研究論叢2号37頁以下がある。医療契約の議論状況について紹介しているものとして、手嶋豊「医療契約」大村敦志編『民法研究第2集 第3号[東アジア編3]』(信山社)17頁以下がある。

また、各診療科に要求される注意義務などに焦点をあてたものとして、若松陽子「歯科インプラント治療に関する法的検証」法科大学院ジャーナル12号27頁以下がインプラント治療における特有の法的義務や広告における問題などにも言及しており、野田和裕「医療において要求される高度の注意義務と説明義務——眼科医療をめぐる裁判例を素材として——」広島法科大学院論集13号177頁以下が裁判例をもとにした検討をする。

(小谷 昌子)

6 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任

本年度は、刑事医療過誤に関連してこれまで業績を挙げてきた若手研究者らの博士学位請求論文が上梓されたことにまず注目したい。

医療行為の正当化に関するドイツの議論を丁寧に整理してきた、天田悠『治療行為と刑法』（成文堂）、そして一時期顕著に見られた、刑事医療過誤に関する「誤解」とそれに基づく「混乱」の中、各国の刑事医療過誤についての論考を発表してきた、于佳佳『医療過誤の処罰とその制限』（成文堂）である。本書においては、日本・ドイツ・イギリス・アメリカ各国における医療過誤事案につき詳細に考察した上で、今後の医療過誤事案の処罰のあり方を示す。いずれも重要な文献といえよう。

そのほか、医療行為の正当化に関する多彩なアプローチが見られたこともまた本年度の特徴である。

患者の同意に着目したものとしては、日本とドイツの重要な裁判例の検討を通じて、仮定的同意論の適用可能性を論ずる富山侑美「インフォームド・コンセントにおける仮定的同意（1）（2・完）」北大法学68巻1号61頁以下、同68巻2号45頁以下、ドイツの議論を紹介しながら、インフォームド・コンセント法理の刑事法上の扱いについて詳細な検討を行うのが、只木誠「医療における患者の自律と承諾能力」伊東研祐ほか編『市民的自由のための市民的熟議と刑事法 増田豊先生古稀祝賀論文集』（57頁以下）、被害者の同意との比較において患者の同意につき明らかにする大杉一之「治療行為における患者の同意の意義」法学新報123巻9=10号605頁以下、同意能力そのものに関する考察も行なう田坂晶「治療行為の正当化における患者の同意」比較法雑誌51巻1号97頁以下である。

カナダのHIV感染訴訟を契機に、刑罰のあり方を問う西迫大祐「HIV感染の刑罰化における主体と責任について」伊東研祐ほか編『市民的自由のための市民的熟議と刑事法 増田豊先生古稀祝賀論文集』（77頁以下）も興味深い。

刑事医療過誤の検討においては、主に医師ないし看護師について検討されるのに対して、医療従事者のうち薬剤師に焦点を当てたのが、萩原由美恵「薬の服用事故と薬剤師の刑事責任」中央学院法学30巻2号45頁以下である。

刑事医療過誤にとどまらず、民事医療過誤との比較によって、刑事過失と民事過失について詳細な検討を行う。山本紘之「刑事過失と民事過失の異同について」伊東研祐ほか編『市民的自由のための市民的熟議と刑事法 増田豊先生古稀祝賀論文集』（155頁以下）もまた、今後重要な文献である。その他、稲田朗子『医療と刑事法』に関する一考察」高知論叢113号59頁以下に触れた。

奥村正雄「医療情報の開示の限界と刑法の役割」同志社法学69巻2号47頁以下は、現在ますますその重要性を増す「医療情報」に関する刑事法的アプローチであった。「患者の同意があっても、遺伝情報等の近親者に直接関わる医療情報の開示は近親者のプライバシー侵害となりうるおそれがあり、正当化は困難であろう」との主張が、現在の医療との矛盾を生じさせないためにも、今後より詳細な議論が待たれる。

（船橋 亜希子）

7 医師の説明義務・インフォームドコンセント・患者の自己決定権

本年度は患者の同意に関する論考が多く見られた。

滝沢正「医療行為における患者の同意」生命と倫理4号43頁以下は患者の同意の性質につき考察するものであり、歴史的な背景や用語法に関する記述が非常に興味深い。米村滋人「治療に関する同意——民法学の立場から」司法精神医学12巻1号71頁以下は、患者の同意と自己決定ないしインフォームドコンセントを区別し、両者を異なるものであるとして裁判例などを整理する。また、説明義務や同意能力に関する基本的な考え方にも言及する。さらに、谷口聡「ドイツ民法典における『患者の同意』規定に関する一考察」高崎経済大学論集60巻1号43頁以下は、ドイツ「患者の権利の改善に関する法律（患者の権利法）」において設置された患者の同意に関する規定およびそれに関するドイツでの学説を整理、分析する

また、ドイツにおける仮定的同意の議論を参照しつつ、医師の説明義務違反による法的責任を免責する理論的根拠を論じるのが、富山侑美「インフォームド・コンセントにおける仮定的同意(1)・(2・完)」北大法学論集68巻1号61頁以下、同68巻2号45頁以下、そして、菊地一樹「いわゆる仮定的同意について——患者の自律性の観点から——」早稲田法学会誌67巻2号151頁以下である。

本年度も引き続き意思決定能力が低下した患者に対する同意の問題を扱う文献が散見された。長谷部圭司『認知症等意思決定能力低下患者の診療における法的問題への処方箋』（日本医事新報社）および「特集 倫理的な組織文化を築く 意思決定支援の質向上に向けて」看護管理27巻5号350頁以下、「特集 認知症を持つ患者の意思決定支援」看護管理27巻6号以下、飯島祥彦「認知症患者におけるインフォームド・コンセントの取得の現状に関する調査」生命倫理27巻1号79頁以下などである。それらの多くが認知症患者の意思決定能力の問題を念頭においていることから、今後もこの種の問題を扱う文献が増えてくるものと予想される。

なお、患者の同意というこの問題の基礎となる同意能力については、瀧本禎之「精神疾患患者の同意能力をめぐる」臨床精神医学47巻1号51頁以下が精神科診療における問題の概要や同意能力を問う際に参照される判断能力の評価について述べており、参考となるだろう。

他方で、説明義務については、和泉澤千恵「分娩にかかわる説明義務——近時の裁判例を題材として——」國學院法政論叢39輯83頁以下は、妊娠・分娩・産褥という分娩の各過程における医療スタッフの負う説明義務につき、比較的最近の裁判例に基づき整理、分析する。また、松村徹ほか「さいたま医療訴訟パネルディスカッション2017 医師の説明義務——患者が理解したと言える説明とは」医療判例解説70号1頁以下は、具体的事案を例に医師が説明すべき事項に関する、医師および法曹実務家によるディスカッションの様相である。

子供の意思決定を扱うものとして、川上祐美「子どもの予防接種における自律的意思決定の困難とインフォームド・コンセントの実情——保護者の意識調査から考える——」生命倫理27巻1号87頁以下、「特集 対等な関係性って何だ!? 医療者のコミュニケーション考」在宅新療ゼロヒ

ヤク2巻6号489頁以下（とくに医療スタッフと患者の関係性について孫大輔「医療者と患者のコミュニケーション——対等な立場としての関係性を築く」(490頁以下)）も参照されたい。

その他、村岡潔「未破裂動脈瘤の予防的手術にみる医師の裁量と患者の自己決定のあり方」生命倫理27巻1号39頁以下がある。

(小谷 昌子)

8 医療専門職・医療機関

1) 医療専門職関連

当期、注目すべき出来事に大阪地判平成29年9月27日LEX/DB25548925のタトゥー判決をあげることができる。本件は、被告人がタトゥーマシンを使用し、先端に色素をつけた針を連続的に真皮部分まで突き刺す方法で色素を真皮内に注入・定着させる、いわゆる入れ墨術を多数回施術したとして、医師法17条違反が問われた事案であった。本件を機に医師法17条の医行為の射程範囲につき検討を加えるものが、辰井聡子「医行為概念の検討——タトゥーを彫る行為は医行為か——」立教法学97号285頁以下である。本件は、職業選択の自由および表現の自由に関する争点も設定されていることから、来期中に、いくつかの判例評釈が姿を現すことになるかもしれない(なお、本件は控訴されている)。

また、適応外とされる医療の実施条件につき論理学の観点から検討を加えるものに、宇田憲司「適応外とされる医療の実施条件——行為規範3項論理式への当てはめ結果より——」宇治久世医報創立70周年記念号25頁以下がある。

2018年3月、地方紙を中心に、院外処方における薬剤師の疑義照会の問題が大きく報じられた(12日:秋田魁新報、14日:熊本日日新聞、15日:宮崎日日新聞・日本海新聞、16日:下野新聞、18日:千葉日報、20日:京都新聞、22日:山梨日日新聞、31日:岐阜新聞)。現在、地域包括ケアの担い手の一翼として「かかりつけ薬剤師・薬局」「健康サポート薬局」の推進が図られているが、この疑義照会の運用に関する問題は、ほぼ手つかずの状態のまま残されている。早急に具体的な検討と対応が図られなければならないだろう。この点につき、十万佐知子「医薬分業を越えて 病院-保険薬局協働の時代へ」病院76巻7号538頁以下、同「保険薬局における疑義照会の実態調査と法制度の問題点」年報医事法学32号25頁以下を参照されたい。

2) 医療機関

医療法の改正にともない、本改正に関する解説記事が散見された(伊藤憲昭「安全で適切な医療提供の確保 検体検査の精度の確保、特定機能病院におけるガバナンス体制の強化、医療に関する広告規制の見直し等 ■医療法等の一部を改正する法律(平成29年法律第57号)」時の法令2040号20頁以下、塚田剛「『医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて(通知)』の解説(上)(下)」登記研究832号31頁以下、833号1頁以下)。

診療報酬抑制策が続くことにより、病院は採算性を改善する必要性に迫られている。そこで、採算改善手法のひとつと期待される予算管理が注目されることになるが、病院界でもこれが実際に採算性向上につながるのか、必ずしも明らかではない。この点につき、予算の各種管理機能と採算性、各種予算管理実務と採算性との関係を分析することを通じ、予算管理が採算性向上に有用なのか否か検証するものとして、荒井耕「病院における予算管理の採算性向上効果」会計管理69巻10号123頁以下がある。

なお、読者を金融機関向けとした文献ではあるが、金融財政事情研究会編『営業店のための医療・介護向け取引推進事典』(金融財政事情研究会)の第2版が出された。医療機関を

めぐる状況を、医事法の外から観察・整理しているところが、非常に興味深く感じられる文献である。

(小西 知世)

9 医薬品・医療機器

イレッサ事件を起点に医薬品に関する現代的政策を考えるものに石尾賢二「医薬品に関する新しい法制度とイレッサ事件」静岡法務雑誌9号1頁以下がある。本稿は、行政規制を詳細にすることでは薬害がなくならず、当事者の責任の厳格化が必要ではないかとの視点から、責任を不明確にしてしまう医療制度を再検討するとともに、薬害訴訟の流れを追いつつ関係当事者の責任に関する理論等も明確にしようとする、80頁にもわたる論考である。一読の価値があろう。

フランスのC型肝炎ウイルス被害の訴訟について検討するものに、住田守道「フランスの薬害等における非財産的損害の賠償[その2・C型肝炎被害](1)(2・完)——非財産的損害の包括的評価の限界付けに注目して——」大阪府立大学経済研究62巻1=2号1頁以下、62巻3=4号11頁以下がある。本稿は、C型肝炎ウイルス訴訟を手がかりに彼国の非財産的損害の賠償方法に関する理論につき検討したものではあるが、フランスにおけるC型肝炎ウイルス被害訴訟の状況とその理論を知ることができる文献でもある。

消費者法ニュース112号「シリーズ12／医療・環境」の関谷辰朗「薬剤耐性(AMR)対策アクションプランについて」212頁以下、および鬼武一夫「抗菌剤耐性の低減には国際協力が不可欠」216頁以下は、2016年4月、内閣官房が取りまとめ役となり、厚労省・農水省・内閣府食品安全委員会等の関係府省が連携して決定した薬剤耐性対策に関するアクションプランを受けて論じているものである。

(小西 知世)

10 医学研究

当期の医学研究に関する文献として、まずあげられるべきは米村滋人編『生命科学と法の近未来』(信山社)であろう。本書は科研費の最終成果を論文集の形でまとめたものである。特徴としては、生命科学的研究にかかわる現在の法制度・法学的検討における「4つの分断状況」(①検討対象の分断(従来の研究規制が研究分野ごとの個別制度から構成され、新規分野の出現のたびに新たな制度構築を迫られること、②法分野的分断(法学の側での検討が、憲法・行政法・民法・刑法・知的財産法などの法分野に分割されること)、③制度化の分断(研究規制の各種制度は、知的財産法や各種研究資金の給付制度など、研究支援の制度と全く別個独立に存在していること)、④国際的分断(国際的研究の進展が著しい中でも、諸外国の制度との調和や相関を考慮しない制度設計がされること))に注目し、法分野の垣根を越え、現状の制度枠組みの違いをも超えて、国際的研究を視野に包括的な法制度設計の方向性を検討しようとしているところにある。第1部「研究に関する法制度の基礎理論」は、生命科学的研究規制に関する理論的基礎を確立し、包括的制度設計に向けた方向性を提示する(米村滋人「医学・生命科学的研究の法制度設計——包括的制度構築に向けた立法提言」(5頁以下)、辰井聡子「研究を活性化させる規制の在り方——医学研究規制の近未来像」(31頁以下)、樺島博志「医学研究・先端医療の規制の法理学的検討」(53頁以下)、武藤香織「研究倫理は誰のものか——胎児組織の研究利用をめぐる」(75頁以下)、奥田純一郎「学問の自由と生命倫理」(87頁以下))。第2部「研究の国際化と法的規律」は、国の枠組みを超えて行われる研究活動の進展を踏まえ、国際的規制調和を念頭に置いた各国制度の比較検討や国際法的な解決の枠組みの検討を行う(磯部哲「海外での研究者主導臨床試験に対する法規制」(99頁以下)、猪瀬貴道「生命科学的研究に対する国際経済法の役割・機能——医薬品特許の議論を中心に」(133頁以下))。第3部「生命科学的研究・先端医療の実践的課題」は、先端的医学研究および先端医療における個別の問題場面に関する問題の検討を行っている(谷内一彦=川嶋史絵「生命科学的研究における利益相反マネジメント」(161頁以下)、森崎隆幸「生命科学的研究・先端医療の実践的課題——ゲノム研究規制の今日的課題」(171頁以下)、長神風二「大規模ゲノム解析・バンク事業に関する課題——近年、勃興している新規課題を中心に」(181頁以下)、町野朔「個体死としての心臓死——NHBDナー(Non-Heart-Beating Donor)について」(193頁以下)、水野紀子「医療ネグレクトに関する一考察」(211頁以下))。

次に注目すべき文献は、甲斐克則編『医事法講座第8巻 再生医療と医事法』(信山社)である。本書は、再生医療をめぐる問題に対する議論が、必ずしも熟しているわけではないという議論状況を理解しつつも、この問題の重要性を鑑みて、喫緊の重要課題について国内外の再生医療をめぐる法と倫理、研究ならびに臨床面の諸問題に焦点をあてる形で、取り組んだことが企画意図として述べられている。各論考は以下のとおりである。甲斐克則「再生医療と医事法の関わり」(3頁以下)、澤芳樹「再生医療の最前線(1)」(17頁以下)、阿久津英憲「再生医療の最前線(2)」(33頁以下)、奥田純一郎「再生医療の倫理的問題」(45頁以下)、一家綱邦「再生医療安全性確保法に関する考察」(64頁以下)、佐藤大介「再生医療と補償の問題」(97頁以下)、三浦巧「米国における再生医療の規制の動向とヒトES細胞の

医療応用の現状」(121頁以下)、佐藤雄一郎「イギリスにおける再生医療の現状と課題」(135頁以下)、神馬幸一「ドイツにおける再生医療の現状と課題」(149頁以下)、小出泰士「フランスにおける再生医療の現状と課題」(173頁以下)、松山晃文「日本における再生医療の課題と今後の展望」(203頁以下)。この医事法講座は、現在、年に1回のペースで刊行されている。次期は何を取り扱うのであろうか。期待したい。

2017年に、2015年のいわゆる改正個人情報保護法（以下、改正個人情報法）の施行（加えて、個人情報保護法施行令の改正については、宇賀克也「個人情報保護法施行令の改正」情報公開・個人情報保護67巻55頁以下）に合わせる形で、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（以下、人指針）及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（以下、ゲノム指針）がそれぞれ改正された。それに伴って、本年度は矢継ぎ早にこれらを検討する論考が発表された。

まず、丸山英二「法・律・時・評 個人情報保護法等改正と医学研究倫理指針」法律時報89巻5号1頁以下は、わが国における個人情報保護に関する法制度を概観して、改正個人情報法の変更点、前述の2つの指針の改正に伴う留意点を検討するものである。特に、今後は、医療情報に特化した個人情報保護法の制定、IC要件及び個人情報保護要件を適切に切り分けた倫理指針の策定が求められることを指摘する。

また、医学研究の現場の状況を踏まえて、改正個人情報保護法の成立が医学研究及び倫理指針に及ぼす影響を検討し、更には次世代医療基盤法での医療情報の利活用推進の動きにおける課題も指摘する論考として、一家綱邦「医学研究における個人情報の扱い 法が角を矯めて牛を殺さないように」病院77巻2号160頁以下がある

続いて、「医事法と情報法の交錯」(NBL1103号4頁以下)と題した特集では、シンポジウム「医学研究における個人情報保護のあり方と指針改正」での報告を掲載した5論文が注目される。宍戸常寿「シンポジウム『医学研究における個人情報保護のあり方と指針改正』について」(4頁以下)では、当該シンポジウムの概要説明が行われ、これに続いて、米村滋人「医学研究における個人情報保護の概要と法改正の影響」(6頁以下)は、個人情報保護法制度の沿革と概要、改正個人情報法の変更点、研究倫理指針（主に、人指針及びゲノム指針）の改正点を手際よく検討するものである。特に、これらの指針改正の経緯を踏まえて、本改正の特徴について、個人情報保護法の関係者・医学関係者・三省の担当者の間でかなり意見の隔たりがあって「三すくみ」と言える状況が指針改正の最終段階まで存在し、ぎりぎりの調整が必要になったことを指摘し、こうした「最終的な解決はどの関係者にも不満を残すものであった」と主張する。更に、この原因を「関係者相互間の意思疎通の不足」と分析し、関係者間の対話と意思形成の促進の必要性を訴える。氏の卓越したこの分析は、当該分野の議論において有益な示唆を含むものである。

矢野好輝「平成29年改正・『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』について」(16頁以下)は、「人指針」に至るまでの改正個人情報法を踏まえた改正の経緯を分かりやすく概説し、改正個人情報法の施行に伴う「人指針」の改正内容を紹介するものである。特に、①用語の定義、②インフォームド・コンセントの手続きの見直し、③匿名加工情報・非識別加工情報の取扱規定の追加、の3点を中心に検討する。

横野恵「三省合同会議での議論と今後の展望」(26頁以下)は、氏が三省合同会議のメンバーであることから、当該会議での議論を基にした改正個人情報法と倫理指針の改正の経緯を

ゲノム医療関連の動向を踏まえながら検討するものである。今後の展望として、3点挙げているのであるが、特に興味深いのは、confidentialityの観点から医療情報の利活用を検討する必要があることを指摘した点である。地域がん登録においても、このような視点が欠如しているように思われるが、氏の指摘は、次世代医療基盤法でのビッグ・データ化も見据えた医療情報の利活用においても極めて示唆的である（特に、次世代医療基盤法を素材に、医療情報の利活用の課題を検討する論考として、日置巴美「健康・医療情報の活用と個人情報保護法制その他の関係法令(1)(2)(3・完)」NBL1098号4頁以下、1101号44頁以下、1102号45頁以下、「【特集2】医療における個人情報の保護と利活用のあり方——次世代医療基盤法成立をうけて」論究ジュリスト(2018年冬号)24号の米村滋人「医療情報利用の法的課題・序論——特集にあたって」(102頁以下)、曾我部真裕「個人情報保護と医療・医学研究」(109頁以下)、岡本利久「次世代医療基盤法(『医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律』)の概要」(115頁以下)、黒田佑輝「匿名加工医療情報を用いた医学研究の可能性」(120頁以下)、吉峯耕平「次世代医療基盤法の構造と解釈問題」(127頁以下)、藤田卓仙・米村滋人「医療情報の利活用の今後——つくり、つなげ、ひらくための制度設計」(142頁以下)。

田代志門「医学研究の現場からみた個人情報保護法改正——『適切な同意』とは」(34頁以下)は、個人情報保護において同意が必須であることで、医学研究者から懸念の声が上がったことについて、「認識のズレ」と表現し、この「ズレ」を医学研究での同意を軸に検討する興味深い論考である。特に、改正個人情報法に沿った「適切な同意」が今までのコンセンストとは異質であるので、この同意を現行の倫理指針における同意ルールにどのように位置づけるべきかが今後の課題であると指摘する。

徐文海「冷凍胚の法的地位および処置規則について——無錫冷凍胚案から——」立命館法學5=6号1671頁以下は、2014年に出された中国の判決を素材にし、冷凍胚の処置に関して丁寧に場合分けをしながら、冷凍胚の法的位置付けを検討する。特に、冷凍胚の法的位置付けに関して、法的人格を有するとする「主体説」、権利の客体とする「客体説」人でも物でもない「中間説」、「倫理物説」を取り上げて、人・物の二元構造を維持する「倫理物説」による冷凍胚の保護を適切であるとする。

小林真紀「私生活の尊重の概念と胚の研究利用——ヨーロッパ人権裁判所Parrillo対イタリア事件判決の意義——」上智法学論集60巻3=4号37頁以下は、研究のために自己の胚（特に、余剰胚）を提供することが法律上保護されるべき利益であるのか否かが争点となった「Parrillo対イタリア事件」を素材にして、人権条約第8条に規定される私生活を尊重される権利との関係性で、当該判決の意義を検討する。特に、人か物かの二分法から脱却し、自己決定権といったアプローチで胚の法的性質を捉え直したこと、人権裁判所の統制の限界を示すものの、当該判決が今後の同様の事案で比較がなされること、の2点をこの判決の意義として挙げる。

甲斐克則「『生命科学と法』の最前線——ヒトゲノム編集とミトコンドリア置換を中心に——」早稲田大学法務研究論叢2号1頁以下は、「ヒトゲノム編集」及び「ミトコンドリア置換」を中心に、甲斐教授が委員として名を連ねておられる「内閣府総合科学技術イノベーション会議生命倫理専門調査会」における具体的な議論も踏まえて、「メディカル・デュープロセス」の法理を前提に、これらの技術の「明確に禁止すべき領域」と「明確に許容

すべき領域」、まさにグレーゾーンである「条件付きで許容すべき領域」といった段階的な規制を念頭に置き具体的に法規制のあり方を検討している。特に、「適正なルールの確立がこれらの学問・研究および将来の医学・医療の発展を促進し、そして信頼に基づく社会の協力体制が確立できる」との指摘は打ち寄せる波が如く多くの課題を突き付ける新たな医事法学上の諸問題に取り組む上で非常に大切な視点であると考えられる。

神馬幸一「書評 Timo Faltus, Stammzellenreprogrammierung : Der rechtliche Status und die rechtliche Handhabung sowie die rechtssystematische Bedeutung reprogrammierter Stammzellen(幹細胞への初期化 : 初期化された幹細胞の法的地位・法的取扱い・法体系的意義), Nomos Verlag, (2016)」獨協法学103号180頁以下は、生物学と法学の学位を修めた Timos Faltus氏の著作の書評である。特に、自然科学にも造詣が深いうえに、扱われている法的論点も多岐に亘る（憲法、民法、刑法、医療関連法規等）横断的かつ網羅的業績である評する。内容は、幹細胞の初期化を踏まえた新たな法的性格付け（特に、第5章）が中心であり、特許法や税法上の課題まで論じられていて、評者も「新時代に突入している」と述べる所である。こうした観点からの議論は今後のわが国での幹細胞を含めた人由来物質の性質決定に大きく貢献するようと思われる。

永水裕子「医学研究において子どもの声を反映させることの重要性：ナフィールド生命倫理カウンシル報告書の検討」桃山法学26号313頁以下は、承諾能力のない未成年者の親権者の代諾によって未成年者が研究に参加することの意味等に関して、2015年5月に公刊された「ナフィールド生命倫理カウンシル報告書」を素材に検討する。本報告書の概要に関して、非常に丁寧に紹介がなされていて、特に、本報告書は未成年者が研究に参加することが「最善の利益」になるのか、未成年者の利益を守るために何が必要かといった問題に真摯に取り組んでいるとする。これらを踏まえて、最後に、「研究計画策定や研究の途中において研究参加者の意見を反映させるという視点、そして特に今まで自分の意見を反映されてこなかった「子ども」にも、親と専門家の支援により自分の意見を形成し、これを述べる事ができるという知見を研究の領域に加えることができた。」と述べる。

なお、瀬戸山晃一「非医学系倫理審査委員の現状と役割」京都府立医科大学雑誌125巻7号443頁以下(2016)、Takako Tsujimura-Ito, Yusuke Inoue, Kaori Muto and Ken-ichi Yoshida, The use of human samples obtained during medicolegal autopsies in research : An introduction to current conditions and initiatives in Japan, *Medicine, Science and the Law* Vol. 57(2) 75-83 (2017)、吉田幸恵ほか「臨床試験に関与した、がん患者の語り——『治療』と『研究』を区別することの困難さに関する考察——」*生命倫理*27巻1号122頁以下などもある。

(神坂 亮一)

11 医療政策・医療制度・医療制度史

1) 医療政策

当期、医療政策に関する大作が見られた。最初に、石垣千秋『医療制度改革の比較政治 1990～2000年代の日・米・英における診療ガイドライン政策』（春風社）をあげることができる。学位論文に大幅に手を加える形で上梓された本書は、1990年～2000年代の日米英における医療費の削減を目指して各国で進められた医療制度改革を追ったものである。本書の特徴的なところは、ただ単に俯瞰的に3か国の医療制度改革を追ったのではなく、スポットライトを「診療ガイドライン」にあて、具体的に改革経緯とその形相の異なりを丹念に追ったところにある。

中島明彦『医療供給政策の政策過程——地域医療計画の形成・決定・実施過程と政策の変容——』（同友館）は、地域医療計画に関わるさまざまな政策の形成・決定・実施過程を、半世紀以上にわたって病院経営者あるいは政策研究者の視点から追いかけ、それらを比較することによって政策の変容を分析したものである。医療政策の研究は、そのほとんどが医療保険政策に関するものであり、医療供給政策全般を射程に収めたもの、なかんずく「地域医療計画」をテーマにしたものはほとんどない。その意味で、重要な研究書と位置づけられることになるだろう。

見逃せないのは、二木立『医療経済・政策学の探求』（勁草書房）である。本書は、医療経済・政策学の視点から、政策的意味合いが明確な実証研究（量的研究）と医療・介護・福祉政策の分析・予測・提言（政策研究）の二本立ての研究を行ってきた筆者のこれまでの業績を総括したものである。1985年～2017年度に出版した全著書を振り返るとともに、現在の視点からの解題を加えている。今後、医療政策を研究する際の、ひとつの基点と位置づけられる文献となるだろう。

なお、昨年度、旧優性保護法に基づく強制不妊手術が、社会的問題として存在することが明らかにされた年でもあった。この一連の動きは、2018年1月に、ある女性が15歳のときに知的障害を理由に優生手術を受けさせられたことに対し、国に謝罪と補償を求めて提訴したことがきっかけであるとされる。今後、この問題に対して、様々な形で検討が加えられることが予想される。その動向を見守りたい。

2) 医療制度

(1) 概論

最近注目の論客である松田晋哉氏が昨年上梓したのが松田晋哉『欧州医療制度改革から何を学ぶか 超高齢社会日本への示唆』（勁草書房）である。本書は、第1部にて欧州の医療制度（イギリス、フランス、オランダ、ドイツ）の概要と近年の医療制度改革の概要を紹介し、第2部では第1部の検討を踏まえ、今後日本でも検討されるべき対策につき筆者の見解が示されている。かつて、海外の医療制度がどのようになっているのかにつき、複数国を纏めた形で紹介をする文献があったが（厚生省医務局総務課編『世界各国の医療制度』（医歯薬出版、1960年）、マーシャル・M・ラッフェル編（二宮陸雄 監訳）

『先進14カ国の医療システム 制度・教育・保険・財政・施設のすべて』（毎日新聞社、1990年））、近年、類書はなかったように思われる。その意味で、傾聴すべき見解が示されている第2部だけではなく、第1部の資料的価値にも注目すべきだろう。

その他に注目すべき文献として、「特集1 伝統医療振興基本法(仮称)を考える」鍼灸33巻2号8頁以下がある。本特集は、AMED「『統合医療』の国際標準化などの基盤整備に関する研究」分担研究チーム内で、2015年頃から始められた日本の伝統医療を推進するための法律の立法に向けての議論を受け組まれた特集である。掲載号の3分の2程度の紙幅を費やしている非常に力の入った特集である。2012年3月～2013年2月にかけて厚労省医政局内に「『統合医療』のあり方に関する検討会」が立ち上げられ、2014年3月には、厚労省「『統合医療』に係る情報発信等推進事業」により基づき、統合医療に関する適切な情報を提供するためのツールとして「『統合医療』情報発信サイト」が構築された (<http://www.ejim.ncgg.go.jp/public/index.html>)。このように、これまで医事法領域では、ともすれば見逃されがちであった統合医療（そこには、相補・代替医療、伝統医学も含まれる）に対して、近年、少しずつ議論がなされるようになってきている。本特集を手始めとして、今後、その動向を確認しておく必要がある。なお、相補・代替医療の1つとされる柔道整復の担い手である柔道整復師に関する論考が、近年、上梓されている（湯浅有希子『早稲田大学学術叢書48 柔道整復師——接骨術の西洋医学化と国家資格への歩み』（早稲田大学出版部、2016年））がある。あわせて参照されたい。

（2）地域包括ケアシステム・地域医療構想

地域包括ケアは、ある意味、医療提供の「場」に中心に据えたシステムであると言える。その限りで、医療受給者の居宅というものを見落として考えることはできない。その視点から取り組んでいるのが、小磯明『高齢者医療と介護看護——住まいと地域ケア』（お茶の水書房、2016年）であろう。本書は、フランス・ドイツ・デンマークの地域ケアの状況についても紹介しているところも参考になろう。

なお、この他に地域包括ケアに関する文献として、「特集 多職種連携の成果」看護実践の科学42巻9号6頁以下、「特集 地域包括ケア病棟で求められる看護の役割」看護実践の科学42巻10号6頁以下、大村在幸『「病院」診療の限界、「訪問」診療の未来』（幻冬舎、2016年）などがある。

（3）医療保険制度

尾玉剛士『医療保険改革の日仏比較——医療費抑制か、財源拡大か』（明石書店）は、1970年代後半以降の日本の日本とフランスにおける公的医療保険改革の展開の異同を、両国の政治制度・医療保険制度の異同に着目して説明するものである。

池上直己『日本の医療と介護 歴史と構造、そして改革の方向性』（日本経済新聞出版社）は、医療費の増加に対して、予防・健康増進面における新機軸、あるいは保険給付の引き下げの容易な分野から財源を確保する等の改革が次々と実施されている状況をふまえ、これまで辿った軌跡から、今後の医療と介護のあり方を提示することを目的とする。

その他、医療保険制度を中心とする国際比較をするものに大森正博「医療制度の国際比

較」租税研究2017年9月号19頁以下がある。日本・アメリカ・ドイツ・イギリス・オーストラリア等の制度比較をしている表が31頁以下にあり、有用であると思われる。

なお、中国の医療保険を紹介したものに袁麗暉「中国新型農村合作医療保険と都市部住民基本医療保険の統合——その経緯と狙い」山口経済学雑誌65巻3=4号101頁以下がある。

台豊『青山学院大学法学叢書4巻 医療保険財政法の研究』(日本評論社)は、医療保険財政における各種の費用負担のそれぞれについて法的性質を検討するとともに、それらの検討から得られる解釈論上または立法論上の意義を論じている。

(4) 公衆衛生

国民の健康をプロデュースする法律である健康増進法の25条で、受動喫煙の防止に関する規定が設置されており、職場における受動喫煙対策については、特に「職場における喫煙対策のガイドライン」が策定されている。この受動喫煙対策、なかんずく職場における受動喫煙問題が裁判例上どのように争われてきたのか、および受動喫煙と化学物質過敏症の救済方法につき検討を加える論考が小西啓文「職場における受動喫煙・化学物質過敏症関連の裁判例の分析——判例の総合研究のために——」法律論叢90巻2=3号251頁以下である。現在、健康増進法の改正、そして東京都にて屋内禁煙に関する条例案が検討されていることを惟みるならば、一読しておくべき文献であると言えるだろう。

(5) 救急医療・災害医療

日本赤十字国際人道研究センター編『人道研究ジャーナル6号』において、赤十字の歴史と国際災害対応に関する特集を組んでいる(「特集2 赤十字と歴史」(149頁以下)、「特集3 赤十字と国際災害対応」(261頁以下))。そこでは、濃尾地震や熊本地震での日本赤十字社の活動についての報告(川原由佳里「『震災シンポジウム報告①』濃尾地震における医療救護と日本赤十字社の活動」(175頁以下)、梶山哲男「『震災シンポジウム報告②』熊本地震の救援活動、被災状況および復興への道」(186頁以下))だけではなく、東浦洋「『赤十字災害救護の原則と規則』の変遷——オーストラリア・アデレードで開催された赤十字歴史学会での発表から」(276頁以下)、河合利修「赤十字標章法の違反行為と罰則規定」(131頁以下)など、これまであまり論じられたことのないものに至るものまで掲載されている。

3) 医療制度史

養老令の一部である医疾令につき検討を加えるものが、夏井高人「医疾令の本草」法律論叢90巻2=3号317頁以下である。本稿は、議論の前提として非常に手間のかかる緻密な作業——医疾令の施行当時及びそれ以前の時期に利用可能であった本草書及び関連書籍を推定したうえで、当該本草書に記載されている植物名の中から主要なものを選択する。それらにつき、医心方・本草和名・倭名類聚抄にある和名の解析と現代の植物種名との符号の有無を検討する。そして、そのようにして選択された本草書中の中にある植物名と一致または類似する名が発掘され解読された木簡資料中に含まれているか否かを検討する——を経たうえで、医薬品として使用されていたと推定される植物及びその知識が普及していたと推定される植物との関係に限定し、医疾令の施行当時及びそれ以前

の時期に実際に行われていた可能性のある医方および薬方ないし医療制度の様子を推測するとともに、医心方編纂の社会的・政治的意味、医療制度史上の意義を考察している。

4) その他

岩田太「合衆国における新生児スクリーニングの法と倫理：制度導入の歴史からの視点」上智法学論集60巻3=4号179頁以下は、アメリカにおける新生児スクリーニングにつき、その制度の概要や歴史などを確認したうえで、その法的、倫理的問題につき明らかにする。

仁志田博司「周産期新生児学研究——歴史を振り返り現状と未来を考える[10] 周産期新生児医療と生命倫理——出生をめぐる生と死の臨床から生まれた仁志田の基準を巡って」周産期医学47巻10号1241頁以下は、筆者の40数年の生命倫理をめぐる経験や考えを振り返る貴重な資料である。

その他、医療廃棄物を論ずるものに長島光一「医療廃棄物の法的課題——医療廃棄物の排出主体と廃棄責任の関係」年報医事法学32号18頁以下などがある。

(小西 知世)

12 生殖補助医療・人工妊娠中絶

石井美智子「生殖補助医療規制法のあり方」法律論叢89巻2=3号23頁以下は、生殖補助医療に対する規制について、さらに、石井美智子「生殖補助医療によって生まれた子の親子法のあり方」法律論叢89巻4=5号1頁以下は生殖補助医療により出生した子の親子法について、それぞれ海外諸国の生殖補助医療規制およびわが国における規制の現状を踏まえ、あるべき制度を論じる（両文献の要約が明治大学社会科学研究所紀要56巻1号109頁以下に掲載されている。また、石井美智子「生まれる子の福祉を第一に考えて、生殖補助医療法の早期制定を！」MEDIA GUIDE 別冊Vol.4 Meiji.net49頁以下も参照されたい）。なお、現在の親子関係に関する法制度については、石井美智子「生殖補助医療によって生まれた子の親子関係」家族（社会と法）33号34頁以下で整理されている。

岩志和一郎「生殖補助医療と民法」浦川道太郎先生、内田勝一先生、鎌田薫先生古稀記念論文集編集委員会編『早稲田民法学の現在』（成文堂）647頁以下は、胚や配偶子の法的位置付けや当事者の関係を民法の観点から考察し、立法への提言を行なう。

各論的な問題を論じる文献も多い。花元彩「生殖補助医療におけるドナーの法的地位についての一考察——Jason P. v. Danielle S. 事件をめぐる——」桃山法学26号51頁以下は、第三者ドナーから配偶子の提供を受けてなされる生殖補助医療に焦点をあて、アメリカにみられるドナーと子との親子関係を認める判例から示唆を得る。小門穂「生殖医療に対する法規制と生殖ツーリズム——フランスの最近の動向」年報医事法学32号43頁以下は、代理出産、精子や卵子提供の受領のために外国へ行く生殖ツーリズムに焦点を当て、当事者保護のための国際的な取り決めをする必要性を説く。その他、仙波由加里・清水清美・久慈直昭「精子ドナーの匿名性をめぐる問題——遺伝子検査の時代に——」生命倫理27巻1号105頁以下がある。なお、近時の生殖補助医療の現状については、吉村泰典「生殖医療の展望と限界」医療と社会27巻1号111頁以下が詳しい。

他方、人工妊娠中絶に関連するものとして、本田まり「《反ペリュシュ》法の適用——フランスにおける判例の展開——」上智法学論集60巻3=4号71頁以下は、フランスにおけるWrongful life訴訟の成立を否定する法律および同法の適用が問題となった判例から近時の動向を分析する。また、福田健太郎「望まない障害児出産と医師の責任——中絶機会の要保護性の問題を中心に——」同志社法学68巻7号827頁以下は、妊娠後に医師の過失で中絶の機会を失し、その結果先天性の障害をもった子が生まれたケースに関する裁判例を素材として中絶機会の要保護性を考察する。

その他、臨床婦人科産科71巻12号は、「あなたと患者を守る！産婦人科診療に必要な法律・訴訟の知識」と題した特集を掲載する。白須和裕「人工妊娠中絶（施行要件・同意取得）」（1124頁以下）、落合和彦「不妊手術・減数手術」（1132頁以下）、宗像雄「配偶子や胚の凍結保存に関連して生じる法律上の問題：法的な考え方と『会告』の問題点」（1150頁以下）、水澤友利=久慈直昭「配偶子提供（性同一性障害を含む）」（1157頁以下）、久具宏司「代理懐胎」（1165頁以下）が最新状況を整理する。

他国の制度や立法などに焦点を当てるものとして、三輪和宏=林かおり「ドイツとイタリアの生殖補助医療の制度」レファレンス792号33頁以下、安藤英梨香「立法情報 フランス 生殖補

助医療に関する国家倫理諮問委員会の意見書」外国の立法273-2号8頁以下、細谷幸子「イランの『治療的人工妊娠中絶』をめぐる議論」生命倫理27巻1号72頁以下、三重野雄太郎「着床前診断の法規制をめぐるドイツ・オーストリア・スイスの近時の動向」生命倫理27巻1号96頁以下がある。

最後に、法哲学の観点から生殖医学等につき検討するものとして、西野基継『新基礎法学叢書8 人間の尊厳と人間の生命』(成文堂、2016年)がある。

(小谷 昌子)

13 終末期医療

本年度は、「人生の最終段階における医療の普及・啓発のあり方に関する検討会」（座長：樋口範雄）が開催され、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」、およびその解説編が（平成19年に作成されて以降）11年ぶりに改定される運びとなった（2018年3月14日公表）。本改定においては、アドバンスド・ケア・プランニングにも言及がなされた点が注目されよう。

そのような背景もあって、月報司法書士547号において「特集 死ぬ権利(尊厳死)・リビングウィルを考える」が組まれた。本特集は、国内外の規制状況を紹介する岡村美保子「尊厳死・安楽死の法制化をめぐる諸外国及び我が国の状況」月報司法書士547号10頁以下（同「終末期医療と『安楽死』『尊厳死』——法制化の現状——」レファレンス793号89頁以下にも触れた）。国内の尊厳死法制に関する現状と問題を論じた、樋口範雄「尊厳死の法制化について」月報司法書士547号21頁以下。医師の立場からアドバンスド・ケア・プランニングの実務上の要点と問題を指摘する、渡辺敏江「アドバンスド・ケア・プランニングで最後まで支える——私の生き方連絡ノートを活用して——」月報司法書士547号26頁以下、そして、司法書士の実務を紹介する松井秀樹「尊厳死・リビングウィル～司法書士の実務現場から～」月報司法書士547号34頁以下がある。

日経メディカル604号(2018年3月号)では、「患者の希望をかなえ家族も納得 終末期医療の三原則」(30頁以下)という特集が組まれている。この特集は、様々な関係者への取材をとりまとめた記事である。中でも先に記した検討会の座長であった樋口範雄氏へのインタビュー（『人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会』座長 樋口範雄氏に聞く 『終末期の治療差し控え・中止に警察はもう介入しない』(34頁以下)）に、何よりも目が向くだろうが、改定直後の関係者の意見をまとめたものとして、今後、貴重な資料となるだろう。

現代消費者法37号では、特集として終活を扱い（「特集 終活をめぐるサービスと消費者法」(4頁以下)）、ヘルスケア・レストラン25巻8号では、終末期の栄養管理を扱っている（「特集1 最後の食事を背負えますか？ 終末期を生きる栄養管理」(12頁以下)）。

なお、清水哲郎=会田薫子編『医療・介護のための死生学入門』（東京大学出版会）が当期、上梓されている。本書は死生学に関する論考を扱いながら、会田薫子「意思決定を支援する 共同決定とACP」(75頁以下)、樋口範雄「終末期医療と法的課題 アメリカとの比較から」(197頁以下)など、法と密接に関わる内容も取り上げられている。また、森鷗外翻訳の「甘暝の説」を日本における最初の安楽死論として、原文と照合しながらその模様を描き出すのは、寿台順誠「安楽死論事始め——森鷗外『甘暝の説』の意義と問題点——」生命倫理27巻1号4頁以下。

そのほか、「脳死」について改めて論じることによって、人の終期に関する様々な問題（終末期医療、臓器移植等）を扱うのが、永井圓「最終講義 不可逆的脳死の歴史的普遍性——反脳死論の論理的破綻」中央ロー・ジャーナル14巻2号3頁以下である。スイスの「消極的臨死介助」を紹介した神馬幸一「消極的臨死介助(延命処置を諦めること)に関するスイスの議論状況」獨協法学102号227頁以下、台湾で2016年に成立した患者の自己決定権を規

定する病人自主権利法の成立経緯と内容については、鍾宜錚「台湾における終末期医療の議論と『善終』の法制化——「安寧緩和医療法」から『病人自主権利法』へ——」生命倫理27巻1号113頁以下がある。横山美帆「終末期医療における治療差し控え・中止を適法とする法的枠組再考」慶應法学39号169頁以下は、治療中止行為を治療行為の一環と捉え、その正当化を試みる。

(船橋 亜希子)

14 移植医療・血液事業

町野朔「臓器移植法の倫理についての法的考察」精神科治療学32巻2号161頁以下は、2009年に改正されたわが国の臓器移植法の変遷を概説し、わが国の社会との関係において、「臓器移植解禁法」的様相を呈しているのは、臓器移植が通常の医療でなく、必要とされる場合にのみそれが許容されるといった感覚が社会に存在しているからであると主張する。こうした前提に立ちながら、法的に脳死を人の死であるということを認めた意義及び死体からの臓器提供の決定権者（本人か、あるいは遺族か）の問題を考察する。特に、本人の臓器提供に対する意思決定に関して、「人は、死後の臓器提供へと自己決定している存在である」とする前提を踏まえて、本人意思が不明な際にはオプト・アウトを認めることは倫理的にも妥当であるとする。

奥田純一郎「病腎移植の法的・倫理的問題：ドナーの『拡大』か『再定義』か」上智法學論集60巻3=4号123頁以下は、病腎移植の正当性及び倫理的許容性を検討する。ただ、前提となる見解が、筆者の移植医療全般で堅持される「死体移植を基準とすべきでない」という主張であって、当該問題においても現在主流を占めている「死体移植を原則とする」移植医療の常識の欺瞞性に正面から取り組んでいる。特に、病腎移植を許容するにしても、ドナーの「拡大」と捉えるのではなく、ドナーの「再定義」と捉えていることが特徴的である。その際に、デッド・ドナー・ルール（DDR）の本旨を「ドナーとなることで死に至ってはならない」でなく、「何人も、誰かを救うための犠牲とされてはならない、各人の生のかげがえのなさを否定してはならない」と理解することの必要性を説く。

後藤有里「臓器移植医療における子どもの自己決定権と親」法学ジャーナル93号123頁以下は、前稿（「ドイツ臓器移植法における臓器摘出に関する近親者の承諾」法学ジャーナル92号77頁以下）の各論的位置づけの論考と見ることもできるかもしれない。特に、本稿では、わが国の小児臓器移植の改正における論点として、小児の臓器提供及びその提供意思の法的性格をドイツでの当該議論を手がかりに検討する。その際、わが国では、脳死判定に対する意思決定と臓器摘出に対する意思決定といった二段構えになっているために、それを踏まえて、小児のそれらに対する意思表示とその親のそれらに対する意思表示に分けて丁寧に学説をまとめている。ただ、結語で指摘するように「臓器移植医療の未成年者の自己決定権と親の役割あるいは介入に関する問題を指摘するにとどまる。」とあるように、ドイツの議論のわが国への援用可能性に関しては、残された課題も踏まえつつ、今後の議論の深化が望まれるところである。

太平洋戦争中に米兵に行われた人体実験、いわゆる九州大学医学部における生体解剖事件に関する最近の著作の紹介として、浦野俊夫「BOOKS 本」日本の科学者52巻12号51頁は、熊野以素『九州大学生体解剖事件 70年目の真実』（岩波書店、2015年）を取り上げる。著者である熊野は、死刑判決を受けた鳥巢太郎の姪で、国立国会図書館で新たに発見された新資料を基に今まで語り得なかった真実を明らかにしようとしたとする。

（神坂 亮一）

15 精神医療

本年度の法と精神医療学会誌（法と精神医療31号）においては、アメリカの訴訟能力論について、Winickの治療法学的アプローチを考察し、日本への示唆を試みるものとして、暮井真絵子「治療法学に基づく訴訟能力論の再検討——判断手続きを中心に」（1頁以下）、解離性同一性障害患者の刑事責任に関する地裁判決の検討を通じて考察を行ったのが、上原大祐「解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力」（15頁以下）、ドイツにおける民事法上の収容について論じたのが、神野礼斉「強制入院と身体拘束に対する法的規制——ドイツ法を中心として」（33頁以下）、中国の立法状況を紹介するのが、倪潤「中国における刑事強制精神医療手続の立法とその実施」（109頁以下）である。そのほか、講演記録として松田文雄「少年事件と児童青年精神医学」（55頁以下）、シンポジウム「医療観察法対象者の社会復帰促進のために医療と法にできること——『広島医療観察ネットワーク』の挑戦」における横藤田誠「シンポジウムの概要」（77頁以下）、津久江亮太郎「医療観察法対象者の社会復帰促進を目指して——『広島医療観察ネットワーク』の活動を通じて——」（83頁以下）、山口博之「医療観察法の課題——指定入院医療機関の精神科医の立場から——」（93頁以下）、前川哲明「医療観察法と広島弁護士会の取り組み」（101頁以下）がある。

医療保護入院制度については、戦前からの精神障害者の処遇の変遷を紹介した上で、医療保護入院の現状と問題について言及する岡村美保子「医療保護入院制度——その変遷と今後——」レファレンス798号1頁以下、および、その要件と公的保護者制度について論じる山本輝之「精神保健福祉法における医療保護入院の要件についての一考察——『公的保護者制度』創設の提案に関する検討を踏まえて——」成城法学85号189頁以下が見られた。

その他、うつ病に関する民事及び刑事裁判例を医学的視点から捉え直す村松太郎『うつ病の医学と法学』（中外医学社）、神野礼斉「ドイツ世話法における強制治療と国家の保護義務——連邦憲法裁判所2016年7月26日決定を素材として——」九州国際大学法学論集23巻1=2=3号181頁以下に触れた。

本年度、日本精神神経学会（2017年6月22～24日、於：名古屋国際会議場）に参加する機会を得た。そこでは、精神保健福祉法改正案を受け、特に措置入院制度における判断に苦しむ精神科医師らの発言を数多く耳にしたことを付言しておきたい。

（船橋 亜希子）

16 医療における情報

診療録の法的性質に関しては、古くは伊藤瑩子論文（「診療録の医務上の取扱いと法律上の取扱いをめぐって(上)(下)」判例タイムズ24巻12号(1973年)34頁以下、25巻3号(1974年)40頁以下)で詳しく検討されている。しかし、当時は文字通り紙媒体の診療録であって、現在では電子カルテに取って代わられている状況にある。このような状況を踏まえて、長島光一「電子カルテの法的課題と民事訴訟における取扱い」法律論叢90巻4=5号合併号99頁以下は、電子カルテの法的課題に対して、医事法学に加えて、情報法学からもアプローチしている点に新規性がある。丹念に電子カルテの法的性質（医療情報の電子化及び共有化、患者のプライバシー権等）をまとめ、民事訴訟法学からカルテの改ざんにつき、「情報管理上の問題として、より一般化した対処が必要になる。」ことを指摘する。特に、電子カルテの法的性質に関して、情報法の観点も加えて、より学際的な分析の下での妥当かつ実際的な紛争の解決が必要であるとする。

内閣府に「健康・医療戦略推進本部」が2015年4月に設置され、医療・介護・健康分野でのデジタル化の実現、デジタル基盤の利活用の推進に力が入れられており、医療の情報化・ICT (Information and Communication Technology) 化が急ピッチで進められている。そこに生ずる諸問題につき、経営的視点・医療連携・ICTシステムの活用の3つのカテゴリーにおいて検討を加えているのが、斎藤正武=堀内恵編『中央大学企業研究所研究叢書38 医療ビジネスとICTシステム——医療を巡る今日的課題——』(中央大学出版部)である。

地域包括ケアシステムは、ICTの利活用を前提としている側面がある。そこで、ソーシャルワークとして利用者の参加と協働を行うためにICTを活用する、という観点からソーシャルワークにおけるICT活用を検討・考察するものとして、西内章『ソーシャルワークによるICT活用と多職種連携——支援困難状況への包括・統合的な実践研究——』(明石書店)も上梓されている。

これらの問題につき、医事法学だけが振り向いているわけではない。日経コンピュータ誌でも特集が生まれ（「特集 医療費爆発をIoTで防ぐ」日系コンピュータ943号20頁以下）、Law & Technologyでは医療健康分野におけるキュレーション・サイトの問題について検討を加える論考が姿を現している（寺本振透「医療、健康分野におけるキュレーション・サイトの役割と運用の難しさ」Law & Technology 79号10頁以下）。

その他に、長谷悠太「医療ビッグデータの利活用に向けた法整備——次世代医療基盤法の成立——」立法と調査391号3頁以下、小島克己「透明性ガイドラインに関する最近の世界の動きと日本の課題」年報医事法学32号8頁以下、アメリカにおける医療情報法制の発展と日本における改正個人情報保護法の全面施行に向けた対応を比較するものとして、佐藤智晶「アメリカ合衆国における医療情報法制の展開と医療安全の推進」59巻1号1頁以下がある。

(神坂 亮一)

17 その他

澤井直「デカルトと近代生理学の成立」理想699号113頁以下は、デカルト以降、医学・生理学はどのような学問として位置づけられていったのか、ヘルマン・ブールハーフェとアルブレヒト・フォン・ハラーの両名の著作を中心に検討を加えた論考である。

加藤尚武著作集の第9巻は生命倫理を扱っている（加藤尚武『加藤尚武著作集第9巻生命倫理学』（未来社））。著者の生命倫理学に関する重要文献を網羅したもので、本領域における著者の業績を一望することができる。本書では、『バイオエシックスとは何か』『21世紀のエチカ——応用倫理学のすすめ』『脳死・クローン・遺伝子治療——バイオエシックスの練習問題』の3著に単行本未収録論文4本と著者解題が掲載されている。

加藤泰史編『尊厳概念のダイナミズム——哲学・応用倫理学論集』（法政大学出版会）の第2部は、応用倫理学編として生命倫理学・生命医療倫理学・環境倫理学・障害者倫理学などの分野で、尊厳概念がどのように論じられているのかを考察した論考が取り上げられている。主なものに、ディーター・ビルンバッハー（忽那敬三＝高畑祐人 訳）「生命倫理における人間の尊厳」（183頁以下）、岩佐宣明「象徴としてのヒト胚——日本のヒト胚政策における〈人間の尊厳〉概念に関する一考察」（211頁以下）、小林道太郎「日本のES細胞研究ガイドラインと人の尊厳」（230頁以下）、魏偉「ヒトの生殖細胞を対象とするゲノム編集技術の応用に関する倫理的検討——中山大学の実験に対する中国の倫理学議論の批判的考察」（247頁以下）、ミヒャエル・クヴァンテ（瀬川真吾 訳）「介護の文脈における人格の自律、依存性そして尊厳」（273頁以下）、チェリア・シュポーデン（高畑祐人 訳）「尊厳ある死？——日本における患者の事前指示の個人的解釈と社会的現実」（299頁以下）、ディーター・シュトゥルマ（山崎達也 訳）「人間の尊厳と自然の価値」（327頁以下）、ラルフ・シュテッカー（中澤武 訳）「人間の尊厳と障害」（356頁以下）がある。

中村満紀男編『日本障害児教育史[戦前編]』（明石書店）は、1342頁にもなる大著である。本書は、これまでの障害児教育の歴史や現状に関する多くの著作の特徴であった日本の障害児教育の失敗や成功を列挙したり、問題の責任を曖昧にしたりすることをせず、近代以降の障害児教育の歴史を辿り、それぞれの時代的与件における問題の所在と本質を探り、今後の障害児教育の改善とその方向性に関する示唆を得ることを目的としている。障害児教育の場に、少なからず医療というファクターが介入している状況を惟みるならば、無視することのできない文献であるといえよう。

石野智大「明治大学ELM所蔵の山崎佐旧蔵資料について——その来歴の解明を中心に——」法史学研究会会報21号146頁以下は、明治大学ELMに保管されている山崎佐の旧蔵資料の概要と明治大学ELMに所蔵されるまでの経緯を解明するものである。これまで山崎佐の旧蔵資料は、順天堂大学医学部医史学教室および東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史史料センター原資料部に収蔵されていることが公示されていたものの、明治大学ELMに、それらとはまた別の山崎佐旧蔵資料が保管されていたことは、一部関係者のみ知るところのものであった。本稿は、はじめてその概要を明らかにしたという点だけでも価値ある論考といえよう。また、本稿は概要のみを、ただ明らかにしただけではなく、なぜ明治大学ELMに収蔵されることになったのか、その経緯につき山崎

佐と唄孝一との接点を明らかにしている。その内容は、大正から平成にかけての医事法学史の一部を浮き彫りにするものであり、今後、医事法学史を研究するに際して必読の文献となるだろう（なお、明治大学ELM所蔵山崎佐旧蔵資料目録は、来期公表の予定である）。

当期、日本医事法学会の学会誌である年報医事法学と、日本生命倫理学会の学会誌である生命倫理の巻頭言が同一人物の手によるものであった（鈴木利廣「巻頭言 弁護士としての医事法学研究」年報医事法学32巻5頁以下、同「巻頭言 バイオエシックスとの出会い」生命倫理27巻1号3頁以下）。

スティーブ・パーカー監修（酒井シズ 日本語版監修）『医学の歴史 大図鑑』（河出書房新社）は、古代から現代までの世界の医学の歴史を追いかけた図鑑である。大判のそれなりの重量のある総天然色の書籍で、見て楽しむことのできる一冊である。もちろん医学史に関する知識も入手することができる。原稿執筆の合間に手にとってみるのはいかがだろうか。

2017年7月18日、医学・医療の世界はもとより、医事法学・生命倫理学の世界にも多大な影響を残された日野原重明先生が、呼吸不全のためご逝去された。当期、記さねばならない哀しい出来事であった。またひとつの時代の終わったといえよう。謹んでご冥福をお祈りしたい（なお、追悼に関する文献については「追悼 日野原重明先生」日本医事新報4866号14頁以下など）。

（小西 知世）

《医事法学界の歩み2017 終》

分類			第1表 【対象】 ・法律文献総合インデックス (Hobs) およびD-1-Law.com「法律判例文庫情報」において「検索対象とする発行年」を2016年に指定して検索	第2表 【対象】 ・医中誌Web (医学中央雑誌刊行会) において「検索対象とする発行年」を2016年に指定して検索	合計	【参考】 2015年度統計
1 医事法学一般					133	128
00		医事法学総論・概論	11	2	13	1
02		医事法学総論・概論				10
11		学会回顧・消息 (日本)				1
12		学会回顧・消息 (外国)				1
13		紹介・書評 (日本)	4		4	8
14		紹介・書評 (外国)	3		3	
40		医師・患者関係	2	6	8	6
45		医療契約	1	1	2	1
46		応召義務		1	1	
50		医療と患者の権利	10	42	52	29
55		患者の自己決定権	4	9	13	21
58		代理人による医療決定	1	10	11	10
60		医療行為		8	8	32
70		医療プロフェッション	6	12	18	8
2 医療制度					295	281
00		医療制度一般	11		11	13
(第1表) 05		医療行政・薬事行政	1		4	10
(第2表) 05		医療行政・薬事行政 (行政、医療制度、特許)		3		
09		医療制度判例批評	5	2	7	
10		医の倫理	2	4	6	19
15		病院倫理委員会		4	4	2
20		医事法総論	1	3	4	
21		医療法	1	2	3	1
22		医師法・歯科医師法	2		2	2
	229	医師法・歯科医師法判例批評	1		1	
25		薬機法		10	10	37
	259	薬事法判例批評	1		1	
28		他の法律	22	7	39	14
30		医療上の記録	1	22	23	12
31		診療録		1	1	1
35		患者のアクセス (閲覧・複写請求) 権	1		1	
	359	患者のアクセス (閲覧・複写請求) 権判例批評	1		1	
36		守秘義務	1		1	3
38		その他の記録	3		3	
40		法医鑑定・死体解剖	1	10	11	14
50		公衆衛生	1	20	21	16
51		地域医療		7	7	2
	515	在宅医療		5	5	
52		救急医療	4	4	8	3
53		予防接種		5	5	4
54		たばこ・喫煙権	1		1	5
55		エイズ		1	1	1
60		医療の強制		5	5	7
70		精神医療	15	37	52	44
	79	精神医療判例批評	3		3	
80		医療保障	4		4	8
85		老人医療	4	9	13	13
	859	老人医療判例批評	2	1	3	
90		医療保険	4		4	10
91		公的医療保険 (健康保険)		7	7	10
	915	介護保険		5	5	11
93		労災問題		2	2	2
94		産業医				
95		職場の安全と健康		16	16	17
3 医療過誤					108	156
00		医療過誤一般	3	33	36	55
10		民事責任	3	3	6	7
11		故意・過失 (注意義務)	1	2	3	1
12		因果関係	1		1	1
(第1表) 13		損害	1		2	
(第2表) 13		損害 (損害賠償、慰謝料)		1		
15		医師の説明・患者の同意 (民事)				8
19		医療過誤民事判例批評	5		5	
20		刑事責任	7		7	9
	29	医療過誤刑事判例批評	2		2	
30		証拠・証明・鑑定	2		2	4
	39	証拠・証明・鑑定判例批評	3		3	
40		複数加害者・医療補助者の責任	3		3	5
50		病院責任・使用者責任・代位責任	4	5	9	10
	59	病院責任・使用者責任・代位責任判例批評	2		2	
70		交通事故等との複合事故	1		1	10
90		医療事故救済の立法的解決・訴訟外解決	9	17	26	46
4 薬品・医療機器の事故					7	15
00		薬品・医療機器の事故一般		1	1	2
10		薬品事故・薬害	3		3	10
	19	薬品事故・薬害判例批評	1		1	
20		医療機器事故	1		1	3
	29	医療機器事故判例批評	1		1	
5 生命と法					191	161
00		生命と法一般	15		15	10
10		生命の始期	1		1	
11		優生手術・断種		2	2	1
	111	優生学				2
13		人工妊娠中絶・堕胎	1	1	2	3
14		生殖補助医療技術	13	11	24	19
17		出生				1
20		生命の終期	1		1	10
21		死の判定・脳死				1
22		死を選ぶ権利—生命維持治療の拒否・放棄—安楽死・慈悲殺	30	6	36	24
23		死体	1		1	
30		臓器移植・人工臓器総論		4	4	2
31		臓器移植	8		8	18
32		輸血・献血				1
	325	輸血拒否	1		1	1
(第1表) 40		性	3			
(第1表) 49		性・性同一性障害判例批評	1		5	2
(第2表) 40		性同一性障害 (性同一性障害判例批評)		1		
50		医学研究・医学実験	20	51	71	36
60		遺伝学		6	6	4
61		遺伝子検査・遺伝子診断・遺伝相談	1	11	12	23
63		遺伝子工学・遺伝子組替・遺伝子治療	1	1	2	3
総計					734	741